

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設  
プロジェクト

環境影響評価方法書

補足説明資料

令和 8 年 6 月

ENEOS Power 株式会社

## 目次

1.	図書作成を委託した事業者について【方法書 目次と本文】	1
2.	将来を見据えた敷地の確保について【方法書 P3、P10】	2
3.	CCS の検討状況と今後の計画について【方法書 P3】	3
4.	近隣 LNG 基地と既設パイプラインについて【方法書 P3】 【方法書 P12】（一部非公開）	4
5.	近隣の風車との関係について【方法書 P8】	5
6.	対象事業実施区域の用途について【方法書 P10】	6
7.	隣接する発電所との累積的な評価について【方法書 P10】 【方法書 P365】	7
8.	既設排水口からの排水について【方法書 P10】	8
9.	隣接する他社の発電所の情報について【方法書 P10】	9
10.	冷却塔のファンから排出される液滴について【方法書 P13】	10
11.	排水の冷却について【方法書 P13】	11
12.	既設排水口からの放水について【方法書 P14】	15
13.	一般排水に関する事項について【方法書 P14】	17
14.	アンモニアの漏洩について【方法書 P18】	18
15.	緑化計画について【方法書 P18】	19
16.	二酸化窒素の環境基準について【方法書 P31】	20
17.	潮流観測地点の水深について【方法書 P63】	21
18.	既設設備の撤去工事について【方法書 P87】	22
19.	形質変更時要届出区域について【方法書 P89】	23
20.	対象事業実施区域及びその周囲の植生について【方法書 P118-121】	24
21.	重要種が発見された場合の対応について【方法書 P122-123】	25
22.	重要な自然環境のまとまりの場について【方法書 P129-133】	26
23.	最寄り住居について【方法書 P164】（非公開）	29
24.	配慮が特に必要な施設との距離について【方法書 P165-171】	30
25.	配慮が特に必要な施設との距離の図示について【方法書 P172-174】	38
26.	配慮が特に必要な施設と土地利用について【方法書 P175】	39
27.	重要な自然環境のまとまりの場について【方法書 P252】	43
28.	二酸化窒素の評価について【方法書 P266、P273、P380】	44
29.	年平均値の予測結果について【方法書 P266】	45
30.	複数案の検討経緯について【方法書 P273】	46
31.	汚染土の拡散防止策について【方法書 P291】	47
32.	環境影響評価の項目の選定について【方法書 P293】	48
33.	窒素酸化物（施設の稼働）の選定理由について【方法書 P294】	49
34.	水の汚れ、富栄養化に関する隣接発電所との累積的な影響について【方法書 P295】	50
35.	一般排水の温度の影響について【方法書 P297】	51
36.	流向及び流速を選定しない理由について【方法書 P297】	52
37.	土壌汚染の項目選定について【方法書 P297】 【方法書 P366、368】	53
38.	生態系への影響について【方法書 P297】	57
39.	川崎市の環境目標値と対策目標値について【方法書 P300-309】	58

40.	建設機械の稼働に伴う窒素酸化物の予測について【方法書 P302】	59
41.	気象観測地点について【方法書 P304、305、313】（一部非公開）	60
42.	施設の稼働に伴う窒素酸化物の評価について【方法書 P304-305】	66
43.	窒素酸化物の総量規制への適合について【方法書 P305】	67
44.	参照した ISO と JIS について【方法書 P315 等】	68
45.	騒音レベルの予測方法について【方法書 P319】	69
46.	冷却塔白煙で配慮すべき地点について【方法書 P325】	70
47.	水環境調査位置図の凡例について【方法書 P331】	71
48.	浚渫範囲・深さ・発生土量及び濁りの予測方法について【方法書 P331】	73
49.	濁り予測評価のための流速・流向情報について【方法書 P331】	74
50.	地域環境管理計画について【方法書 P333、337】	75
51.	白煙による景観への複合影響について【方法書 P342、343】	76
52.	周辺施設の排気の巻き込みについて【方法書 P365】	77
53.	建設機械の稼働に伴う二酸化炭素の排出量について【方法書 P368】	78
54.	大気の 1 時間値予測結果について【方法書 P382-384】	79
55.	準備書における大気の 1 時間値予測について【方法書 P385】	81

1. 図書作成を委託した事業者について【方法書 目次と本文】

・「第8章 環境影響評価方法書の作成を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」が目次と本文に確認できません。

方法書の記載内容は、環境影響評価法第5条第1項第1号から第8号及び発電所アセス省令第17条に規定されております。作成にあたっては、「発電所に係る環境影響評価の手引 令和7年2月改訂」（経済産業省、令和7年）（以下「発電所アセスの手引」という。）の火力発電所の記載項目を参考とし、第1章から第7章の構成としております。

## 2. 将来を見据えた敷地の確保について【方法書 P3、P10】

将来的なCCS・水素発電を計画するにあたり、p. 10の平面では敷地に余裕がないように見えます。今後数十年のうちに純化石燃料であるLNG発電が行えなくなるとの前提に立って、現時点でその技術の確立やプラントとしての具体像ができていなくても、敷地の確保は少なくとも行っておく必要があると考えられます。

将来の脱炭素化に向けた技術の導入については、技術・サプライチェーン・制度の整備状況からあらゆる選択肢を勘案し、経済的・技術的な課題等の解決後に可能な限り早急に導入できるよう進めます。

その上で敷地の確保については、近隣企業とのアライアンス等も考慮しながら、計画してまいります。

### 3. CCS の検討状況と今後の計画について【方法書 P3】

御社の「カーボンニュートラル基本計画2025年度版」によると、CCSの取り組みとして、電源開発との共同調査について記載されています。CCSの検討状況と今後の計画（実証実験）などについてご説明ください。また、本事業用地内には将来的にCCS関連施設を設置する計画はあるのでしょうか。その用地は確保しているのでしょうか？

電源開発株式会社様との CCS にかかる検討は、グループ会社である ENEOS(株)が実施しており、政府より支援がなされている「先進的 CCS 事業に係る設計作業等」にて、『分離回収・貯蔵出荷』『輸送船舶』『貯留』におけるリスク・課題への検討深度化等の報告をしております。今後も、政府支援を前提として CCS 事業化の検討を継続していく見込みと聞いており、具体的には、JOGMEC より 2026 年 2 月に公募が開始された「先進的 CCS 事業船舶輸送案件に係る分離回収・液化・一時貯蔵・出荷設備の設計作業等」にて示された要求事項（事業コストの低減を目的として、地理的に集約された液化・一時貯蔵・出荷設備を共用する排出源集団の構築を目指すための支援）への対応可否を含め、検討を進めている旨を聞いています。

本事業への CCS 関連施設の設置計画につきまして、CCS は選択肢の一つとして認識していますが、決まった計画はございません。なお、用地の確保については、経済的・技術的な課題等の解決を前提に、近隣企業とのアライアンス等も考慮しながら、計画してまいります。

4. 近隣 LNG 基地と既設パイプラインについて【方法書 P3】【方法書 P12】（一部非公開）

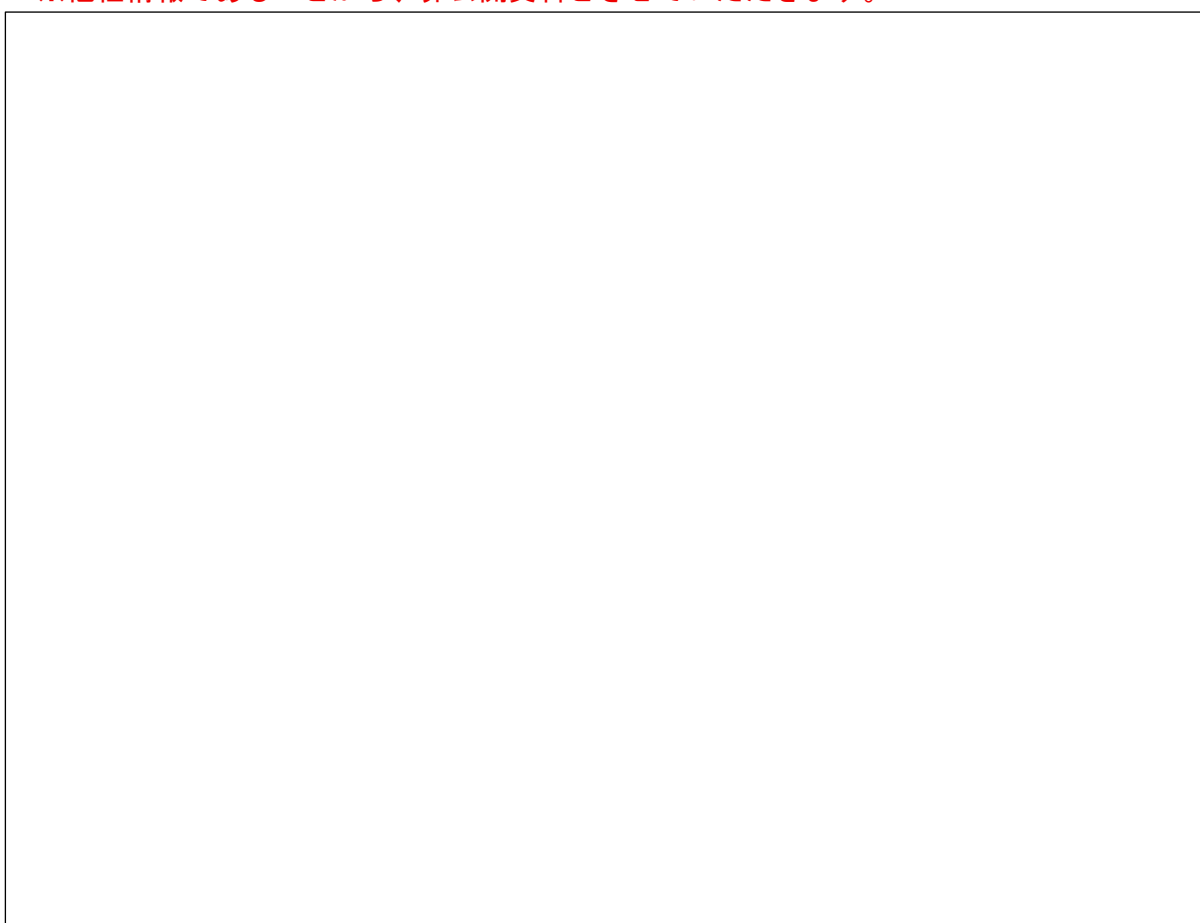
①「近隣の既存LNG基地からパイプラインにより天然ガスの供給を受ける」（p. 3の脚注4）とあります。供給元からのパイプライン敷設が本事業に含まれるか否かについて教えてください。

②近隣の LNG 基地と既設パイプラインの位置を図でお示してください。

既設パイプラインから分岐し発電設備までのパイプライン敷設は、ガス導管事業者が実施する計画であることから、本事業に含まれません。

概要図をお示いたします。

※他社情報であることから、非公開資料とさせていただきます。



第 4-1 図 近隣の LNG 基地と既設パイプラインの位置

《二次質問》

パイプライン敷設が本事業に含まれない旨は図書に記載してください。

《二次回答》

今後の準備書にて、パイプライン敷設が本事業に含まれない旨をわかるよう記載いたします。

#### 5. 近隣の風車との関係について【方法書 P8】

GoogleMapで確認すると、P8写真の下（南）にENEOS扇島風力発電所の風車1基が設置されています。対象事業実施区域からは南南東方向に約800mほどの距離です。風向が北北西および南南東方向の場合、本事業による排ガスが風車の後流で拡散が促進され、地表付近の濃度が高くなる可能性があります。風車と火力発電所の複合影響についてもご検討をお願いします。

なお、以下の参考文献がありますので参照してください。

林・道岡(2020), <https://doi.org/10.11298/taiki.55.116>

文献をご紹介頂きありがとうございます。風車の諸元を確認し、必要に応じて今後検討できればと考えております。

6. 対象事業実施区域の用途について【方法書 P10】

第2-4図、発電所配置計画図において、発電所計画地（青線）の北側、他社事業地を越えた先にも対象事業実施区域が設定されています。この部分は、本事業でどのような用途に使用されるのでしょうか。

発電所計画地以外の区域は、工事中の資材置き場や土捨て場等に使用する予定です。

《二次質問》

工事中の用途はわかりました。

この部分について、将来的には CCS 関連施設の用地として活用する計画はあるのでしょうか？（補足説明資料 No. 3 とも関連）

《二次回答》

本事業の CCS 関連施設の設置計画につきまして決まった計画はございませんが、CCS は選択肢の一つとして検討してまいります。

7. 隣接する発電所との累積的な評価について【方法書 P10】 【方法書 P365】

①「第2-4 図 発電設備配置計画概要」

冷却塔位置が川崎天然ガス発電所の冷却塔と隣接していますが、扇町天然ガス発電所や川崎天然ガス発電所の排ガス拡散への影響や白煙に関して、累積的な評価が必要であれば配慮をお願いします。

②川崎市長の大気質および水蒸気白煙に対する意見として、近隣の火力発電所との複合影響を明らかにすることが求められています。方法書第6章では複合影響についての調査、予測、評価手法について明確に記載されていないので、準備書段階では複合影響の調査等手法を明らかにしたうえで、予測・評価を行ってください。

他社火力発電所が隣接していることを踏まえて、累積影響について準備書にて可能な限り明らかにいたします。

8. 既設排水口からの排水について【方法書 P10】

図2-4 (p. 10) に「川崎事業所 既設排水口」とありますが、敷地内にある他の事業所や2つの発電所等からの排水もこの排水口から海へ排水されているのでしょうか？

ご認識のとおりであると、地権者より伺っております。

なお、本事業における法令等に基づく排水に係る各基準（許容限度）の遵守については、ENEOS 川崎事業所の既設排水口ではなく、新設する発電所の排水口にて管理いたします。

《二次質問》

図 2-6 一般排水に係るフロー（P14）における「排水口」は「発電所の排水口」のことであり、その下流側には他事業者からの排水流入を含む「川崎事業所の既設排水口」があるものと理解しました。本発電所の排水口と水質管理位置および既設排水口との関係を図 2-6 に追記していただくと分かりやすくなると思います。

《二次回答》

今後の準備書にて、本事業の排水地点（水質管理位置）及び ENEOS(株)川崎事業所の既設排水口の位置関係がわかるよう記載いたします。

#### 9. 隣接する他社の発電所の情報について【方法書 P10】

対象事業実施区域の隣接地に他社の火力発電所が2基稼働しています。これらの既存火力発電事業について、事業名・事業者名・発電出力・冷却方式・運用開始時期等の説明を第2章に入れてください。大気環境及び白煙への複合影響について、川崎市長および横浜市長から配慮書意見が出されています（P365-367）。

今後の準備書では、隣接する他社の火力発電所について、公表されている情報から把握できた範囲で説明を追記いたします。記載位置については、対象事業の目的や内容を記載する2章以外の章において、適切な位置を検討いたします。

なお、各社のHPから、川崎天然ガス発電所は1号機運開が2008年4月、2号機運開が2008年10月、川崎バイオマス発電所は2011年2月の運開であることを確認しておりますので、運開以降の測定局データや現地調査結果には、バックグラウンドとして含まれるものと考えております。

#### 10. 冷却塔のファンから排出される液滴について【方法書 P13】

冷却塔の用水に工業用水が使用される予定ですが、冷却塔ファンから排出される液滴には排水処理がされていないと思いますが、問題ないでしょうか？

冷却塔ファンから排出され飛散する液滴は排水処理設備を経由せず、系外に排出されます。この液滴は工業用水ですので、環境影響上問題はないと考えております。

なお、本事業で採用する機械通風湿式冷却方式の冷却塔では、一般的にこのような液滴の排出は生じるものと承知しております。

#### 《二次質問》

回答書に、「一般的にこのような液滴の排出は生じるものと、～」と記載されていますが、ご回答の意味が理解できませんでした。例えば、「液滴の排出が生じるものと生じています。」とありますが、排出が生じるとどうなるのでしょうか？

#### 《二次回答》

「冷却塔ファンから排出され飛散する液滴は排水処理設備を経由せず、系外に排出されること」は、本事業固有の特性ではなく、機械通風湿式冷却方式の冷却塔において一般的なものであるということをご説明する意図でした。

液滴が飛散された場合でも、工業用水であることから環境影響はございません。

#### 1 1. 排水の冷却について【方法書 P13】

「冷却塔からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却されるため温排水は発生しない」とのことですが、具体的にどのように排水を冷却するのでしょうか。

冷却塔からの排水は、本事業にて新設する排水処理設備で処理されたのち ENEOS 川崎事業所構内の既設排水口を通じて海水へ放水されますので、この過程で自然冷却により冷却されます。

排水温度について、本事業と同様に冷却塔方式を採用し、出力及び排水量が同程度である川崎天然ガス発電所の環境影響評価書において、許容限度上限で海域に放流されたと保守的に仮定した場合の影響が予測されています。この予測では、対象事業実施区域前面の海域において水温が1℃上昇する範囲は、冬季でも海域への排水口から約4mの範囲となるとの評価結果となっています（参考1）。この評価結果より、本事業においても前面海域の水温への影響は小さいことがわかります。

なお、温排水は発生しないとする理由について、より適切な表現として、準備書では以下のとおり修正いたします。

「本事業は冷却塔による機械通風湿式冷却方式であり、海水冷却方式を採用しないことから温排水は発生しない」

参考 1 川崎天然ガス発電所 「排水の水温」の影響の予測結果

(川崎天然ガス発電所 1、2号機環境影響評価書より抜粋)

③ 水温の予測

a. 予測地域

対象事業実施区域の前面海域とした。

b. 予測地点

対象事業実施区域の前面海域とした。

c. 予測対象時期

発電所が定常な運転となる時期とした。

d. 予測手法

施設の稼働に伴う水温の影響予測は、水温に係る排水諸元を明らかにし、岩井・井上の式により水温の変化を予測した。

(a) 計算式

予測に用いた岩井・井上の式は以下に示すとおりである。

$$S = \frac{q \exp(ux / 2K)}{2\pi HK} \text{IK}_0 \left[ \frac{u}{2K} \sqrt{x^2 + y^2} \right]$$

[記号]

S : 任意の位置における水温 (°C)

q : 排出熱量 ( $Q_{\text{排水量}} \times C_{\text{水温}}$ ) (°C・m<sup>3</sup>/s)

u : 海域の流速 (cm/s)

H : 拡散層厚 (cm)

IK<sub>0</sub> : 0次の第2種変形ベッセル関数

K : 拡散係数 (cm<sup>2</sup>/s)

x、y : 予測地点までの距離 (x : 流れの方向、y : 直交方向)

(b) 予測条件

施設の稼働時の排水フローは第 8.1.6-3 図に示すとおりであり、施設の稼働による一般排水の水温及び計算条件は、第 8.1.6-15 表及び第 8.1.6-16 表に示すとおりである。

第 8.1.6-15 表 一般排水の水温(川崎天然ガス発電所出口)

項目	数 値
排水量	8,300 m <sup>3</sup> /日
水 温	夏季 38.0℃
	冬季 17.5℃

注：排水量と水温は、日最大のものである。

第 8.1.6-16 表 計算条件

項目	数 値
前面海域の流速	10.0 cm/s
拡散層厚	50 cm
拡散係数	$0.5 \times 10^4$ cm <sup>2</sup> /s
前面海域の水温	夏季 30.4℃
	冬季 7.6℃

注：前面海域の水温は、京浜運河測定局における平成 12 年の最高値（平成 12 年 8 月）と平成 15 年冬季の最低値（平成 15 年 1 月）である。

《二次質問》

①「発電所に係る環境影響評価の手引（令和 7 年 2 月）」では「復水器の冷却水に関する事項」に「冷却塔方式での冷却排水と海水との温度差含む」（P.36）とあります。また、水温（排水）の参考項目選定においても冷却塔排水に言及されていることから（P.197）、排水温度に関して説明を加える必要があるのではないのでしょうか。

②「ENEOS 川崎事業所構内の既設排水口を通じて海水へ放水されますので、この過程で自然冷却により冷却されます。」

⇒ENEOS 川崎事業所構内の既設排水路の長さ、及び排水の海域に放出されるまでの滞留時間はどのくらいでしょうか。温排水の場合では、自然冷却（大気との熱交換）だけでは、排水路内でほとんど水温は低下しない事例が多くみられます。他事業所の排水と混合・希釈されて、水温が低下するのでしょうか。

《二次回答》

- ①ご指摘を踏まえ、一次回答のとおり、排水の水温が海域の水温に与える影響が小さいことを今後の準備書で記載いたします。
  
- ②他発電所の実績から、「排水は海水温度と同程度まで自然冷却により冷却される」と記載しておりましたが、本事業は現時点で詳細設計前であるため、排水温度の科学的な説明が困難でございました。今後の準備書では、「海水温度と同程度まで自然冷却により冷却される」の記載は削除し、「許容限度上限で放流されたと仮定しても排水の水温が海域の水温に与える影響が小さい」ことの記載に修正いたします。

## 1 2. 既設排水口からの放水について【方法書 P14】

「なお、発電所の排水口から排出された後、川崎事業所の既設排水口（以下「既設排水口」という。）を通じて海域へ放水される。」

⇒既設放水口からの放水は、扇町天然ガス発電所と川崎天然ガス発電所の合計になるのでしょうか。

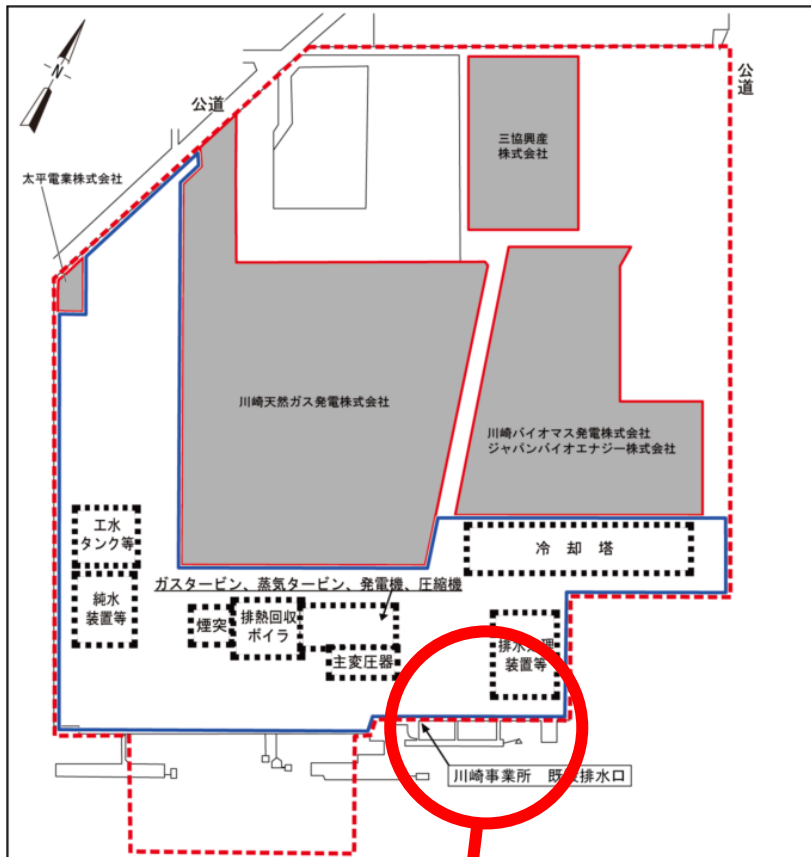
⇒既設排水口から放水されている排水の、海域との水温差と塩分差を教えてください。

⇒既設排水口の図があれば教えてください。

現状、既設排水口には、複数の周辺の施設からの排水が集約され海域に放水されております。一般排水の塩分濃度について具体的な想定値は検討できておりませんが、淡水と同程度になると考えております。

なお、本事業における法令等に基づく排水に係る各基準（許容限度）の遵守については、ENEOS 川崎事業所の既設排水口ではなく、新設する発電所の排水口にて管理いたします。

既設排水口については航空写真にて図示させていただきます。



「国土地理院撮影の空中写真（令和元年撮影）」より作成

第 12-1 図 既設排水口

### 13. 一般排水に関する事項について【方法書 P14】

#### 「第2-6 表 一般排水に関する事項」

⇒p. 297の「第6.1-4 表 環境影響評価の項目として選定しない理由」では、「冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため」とありますが、表中では「38 以下かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えない」とあり、水温差が10℃程度あるように読めます。

⇒一般排水の海域との塩分差を教えてください。

「項目として選定しない理由」について表現が適切ではありませんでした。今後の準備書では、「海水冷却方式を採用しないことから温排水は発生しないため、また、排水の水温は前面海域への水温への影響が小さいため、項目として選定しない」と修正いたします。

一般排水の塩分濃度について具体的な想定値は検討できておりませんが、淡水と同程度になると考えております。

#### 14. アンモニアの漏洩について【方法書 P18】

排煙脱硝装置からのアンモニア漏洩について。アンモニアはPM2.5のうち二次生成粒子の原料物質として大きな役割を占めることから、悪臭物質として「電気事業法（昭和39年法律第170号）」に基づくレベルを超えての排出削減が必要となります。この点を考慮してください。

悪臭防止法に定められている敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準5ppmに対し、川崎市における規制基準は1ppmとなっています（方法書 P211、212）。電気事業法に定められる技術基準に加え、川崎市の規制基準を遵守するよう今後のプラント設計等において検討いたします。

15. 緑化計画について【方法書 P18】

空中写真で対象事業実施区域の緑地がかなり少ないように見えますが、工場立地法の緑地率は充足しているのでしょうか？発電所建設後は何%くらいなるのでしょうか？

本事業は、今後、ENEOS(株)から更地化された土地を賃借して発電所を建設する計画です。具体的な緑化計画については、準備書にてお示しいたします。

なお、計画の策定にあたっては、「川崎市工場立地に関する市準則を定める条例」や「川崎市環境影響評価に関する条例」等に基づき、川崎市と協議の上で検討してまいります。

## 16. 二酸化窒素の環境基準について【方法書 P31】

二酸化窒素について「環境基準の評価：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること」とされていますが、その前提となる環境基準「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること」を併せてお示しください。

ご指摘を踏まえ、今後の準備書では、以下のとおり本文の注記に環境基準を追記いたします。

### ② 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素の状況は、20km 圏内における一般局 33 局、自排局 27 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-4 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で適合している。

また、10km 圏内の一般局 9 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-4 図のとおりであり、横ばいで推移している。

#### ※環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

環境基準の評価：1日平均値の年間98%値が 0.06ppm 以下であること。

### 17. 潮流観測地点の水深について【方法書 P63】

潮流の観測層が海面下と海底面上の深度で示されているため、観測地点の水深の情報もあるべきでないかと考えます。

観測地点のうち、出典元より水深情報を確認できた箇所については、以下のとおり、今後の準備書にて追記いたします。（赤字：追記箇所）

第 17-1 表 川崎港内における潮流調査の詳細（方法書 p3. 1-43）

調査項目	調査地点	調査時期（調査期間）	観測層
流向・流速	St. 1	夏季：平成 23 年 9 月 25 日～10 月 10 日	上層：海面下 2.0m
	St. 2	冬季：平成 24 年 1 月 12 日～1 月 26 日	下層：海底面上 2.0m
	浮島 2 期地区前面	春季：平成 26 年 5 月 8 日～5 月 26 日 夏季：平成 26 年 8 月 7 日～8 月 25 日 秋季：平成 26 年 11 月 6 日～11 月 25 日 冬季：平成 27 年 2 月 5 日～2 月 23 日	上層：海面下 2.0m 下層：海底面上 2.0m (海面下 19.0m)

[「川崎港港湾計画資料（その 2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和 6 年）より作成]

#### 18. 既設設備の撤去工事について【方法書 P87】

「対象事業実施区域には、停止した石油精製装置群の一部及びタンク群の一部が残っている。」(p.87)とあります。これら設備はENEOS株式会社によりあらかじめ撤去され、更地化された土地を本事業が賃借するため、撤去工事は本事業に含まれない旨をなお書きで追記してはいかがでしょうか？(p.5では述べていますが)

当該の3章は、対象事業実施区域及びその周囲の概況について説明しておりますので、現在の状況に絞って記載させていただきました。

ご指摘を踏まえて、準備書については、なお書きの記載を検討いたします。

#### 19. 形質変更時要届出区域について【方法書 P89】

土壤汚染に関して、対象事業実施区域内の形質変更時要届出区域の状況について図示されていますが、これと本事業による改変区域との関係等を図でご説明ください。発電所施設の土木・建設工事に際し、形質変更時要届出区域での何らかの工事は必要になるということでしょうか？

現段階では詳細な工事計画や配置計画などが決まっておりませんので、改変区域を図示することが困難でございます。

一方で、形質変更時要届出区域での工事可能性はございますので、土地を賃借した際の形質変更時要届出区域の指定状況及び工事中に発生する掘削残土の量に応じて汚染土の封じ込め等から適切な対策方法を選択の上、「土壤汚染対策法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき対策を実施してまいります。

#### 《二次質問》

準備書段階では配置計画が具体化されると思いますので、改変区域との関係について資料をお示しください。

#### 《二次回答》

今後の準備書にて、工事計画に基づき、形質変更時要届出区域と改変区域の関係をお示しいたします。

## 20. 対象事業実施区域及びその周囲の植生について【方法書 P118-121】

・植生概要の説明をより丁寧をお願いします。確かに当該地域は大部分が人為的影響下の代償植生で、現存植生の種類や配分は単純かもしれませんが、この説明では当地が植生生態学的にどのような地域であるのかがよくわかりません。植生分布における基本的な気候帯とそれを背景とする植生帯と代償植生となる以前の代表的植生（植物群落）などを挙げながら説明願います。そのことによってこれから事業を行おうとする対象地域がどのような生態系で、土地利用をする上で注意しなければならないこと等を見出すことができると思います。また、「第3.1-24 図 地形の状況」、「第3.1-26 図 表層地質の状況」、「第3.1-27 図 土壌の状況」、植生自然度との関係などを利用してそれらと現存植生との関係などにも触れるとよいと思います。特に対象事業区域は埋立地という特殊な人工環境であることが特徴と思いますが、それについても本文では触れられていません。

方法書の p3.1-98(118)、3行目に以下文を追記し、準備書にてお示しいたします。

「対象事業実施区域及び周辺の気候帯は太平洋側暖温帯で、植生帯はヤブツバキクラス域に属する。潜在自然植生としては水際線に沿って常緑低木林であるマサキトベラ群集が、その内陸部には常緑広葉樹林であるイノデータブノキ群集が、塩分が土壌中に残留する立地にはウラギククラス（塩沼地植物群落）が成立すると考えられる。」

方法書の p3.1-100(120)、3行目を以下文に変更し、準備書にてお示しいたします。

「対象事業実施区域及び周辺は人工改良土による埋立地の工業地帯であるため、自然度 1 の市街地・造成地が大部分を占める。その中に、道路沿い等の植栽帯に成立する植栽林（自然度 6）や、二次草原（自然度 4～5）、樹園地（自然度 3）が点在する。」

## 2 1. 重要種が発見された場合の対応について【方法書 P122-123】

・重要種が発見された場合は、その種が生育している場所の植生調査を行うようにしてください。それによって移植などの取り扱いに関する当該種の生育地や生態などの情報を得ることができます。

重要種が確認され保全措置が必要となった場合には、生育箇所の植生や光環境、土壌水分、土質等の生育環境の調査を実施し、必要に応じて専門家の助言を仰ぎながら得られた情報をもとに保全措置を講じます。

## 2.2. 重要な自然環境のまとまりの場について【方法書 P129-133】

生態系の概況に「重要な自然環境のまとまりの場」を記載、図示するようにしてください。表示範囲になければないと記載してください。

ご指摘のとおり、今後の準備書では3章に「重要な自然環境のまとまりの場」として以下の内容を記載いたします。

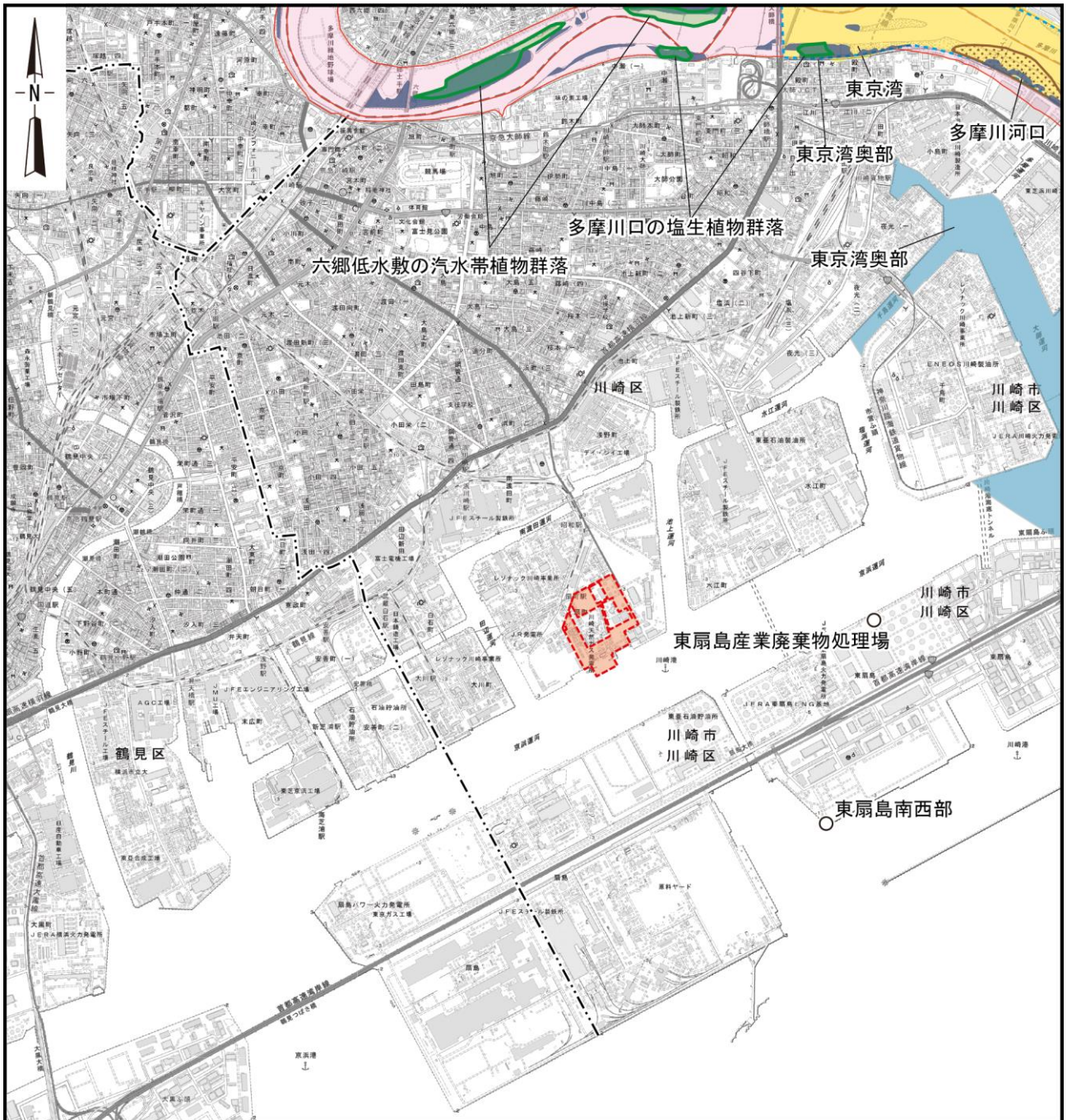
対象事業実施区域及びその周囲の重要な自然環境のまとまりの場とその選定根拠は第 22-1 表に、重要な自然環境のまとまりの場は、第 22-1 図のとおりです。

第 22-1 表(1) 重要な自然環境のまとまりの場

No.	選定根拠		重要な自然環境のまとまりの場
1	「文化財保護法」、「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」により指定されているもの	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧） 「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和 6 年）、 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）	該当なし
2	「自然公園法」、「神奈川県立自然公園条例」により指定されているもの	「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号） 「県内の自然公園」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月）	該当なし
3	「自然環境保全法」、「自然環境保全条例」により指定されているもの	「自然環境保全地域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧） 「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）	該当なし
4	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）により指定されているもの	「令和 6 年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県、令和 6 年） 「令和 6 年度東京都鳥獣保護区等位置図」（東京都環境局、令和 6 年）	多摩川鳥獣保護区
5	ラムサール条約湿地に指定されているもの	「日本のラムサール条約湿地」（環境省、令和 7 年）	該当なし
6	重要野鳥生息地（IBA）に指定されているもの	「重要野鳥生息地（IBA）」（公益財団法人日本野鳥の会 HP、令和 7 年 7 月閲覧）	東京湾奥部
7	海鳥の重要生息地（マリン IBA）に指定されているもの	「マリン IBA 白書 海鳥から見た日本の重要海域」（公益財団法人日本野鳥の会、平成 28 年）	該当なし
8	生物多様性重要地域（KBA）に指定されているもの	「KBA」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 7 年 7 月閲覧）	東京湾
9	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）に指定されているもの	「東アジア・オーストラリア地域 渡り性水鳥重要生息地ネットワーク国内参加地」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）	該当なし
10	海鳥コロニーデータベースに指定されているもの	「海鳥コロニーデータベース」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）	東扇島周辺でのコアジサシコロニー確認記録
11	生物多様性の観点から重要度の高い湿地に指定されているもの	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）	該当せず
12	生物多様性の観点から重要度の高い海域に指定されているもの	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）	東京湾奥部

第 22-1 表(2) 重要な自然環境のまとまりの場

No.	選定根拠		重要な自然環境の まとまりの場
13	環境省の自然環境保全基礎調査の干潟	「自然環境保全基礎調査 干潟（第 5 回）」（生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月）	多摩川河口
14	植生自然度が 10 又は 9 に該当する自然草原、自然林等	「自然環境保全基礎調査 植生調査（第 6 回～第 7 回）」（生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧）	【自然度 10】 ヨシクラス、オギ群集、塩沼地植生
15	環境省の自然環境保全基礎調査の特定植物群落	「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第 2、3、5 回）」（生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月）	多摩川口の塩生植物群落 六郷低水敷の汽水帯植物群落
16	植物群落レッドデータ・ブックに取り上げられているもの	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J、WWF Japan、平成 8 年）	多摩川河口の塩生植物群落 六郷低水敷の汽水帯植物群落
17	「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）により保安林として指定されているもの	「国土数値情報 森林地域」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）	該当なし



凡例

- 対象事業実施区域
- 重要野鳥生息地
- 生物多様性重要地域
- 海鳥の繁殖地
- 生物多様性の観点から重要度の高い海域
- 干潟
- 自然度10
- 特定植物群落
- 鳥獣保護区

「環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス)」  
 (環境省 HP、令和7年7月閲覧)  
 「海鳥コロニーデータベース」(環境省 HP、令和7年7月閲覧)  
 「東扇島におけるコアジサシ *Sterna albifrons* の繁殖」  
 (川崎市青少年科学館紀要、平成13年)  
 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(環境省 HP、令和7年7月閲覧)  
 「自然環境保全基礎調査 干潟調査 (第5回)」  
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧)  
 「自然環境保全基礎調査 植生調査 (第6回~第7回)」  
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧)  
 「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 (第2,3,5回)」  
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧)  
 「令和6年度神奈川鳥獣保護区等位置図」(神奈川県、令和6年)  
 「令和6年度東京都鳥獣保護区等位置図」(東京都環境局、令和6年) より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

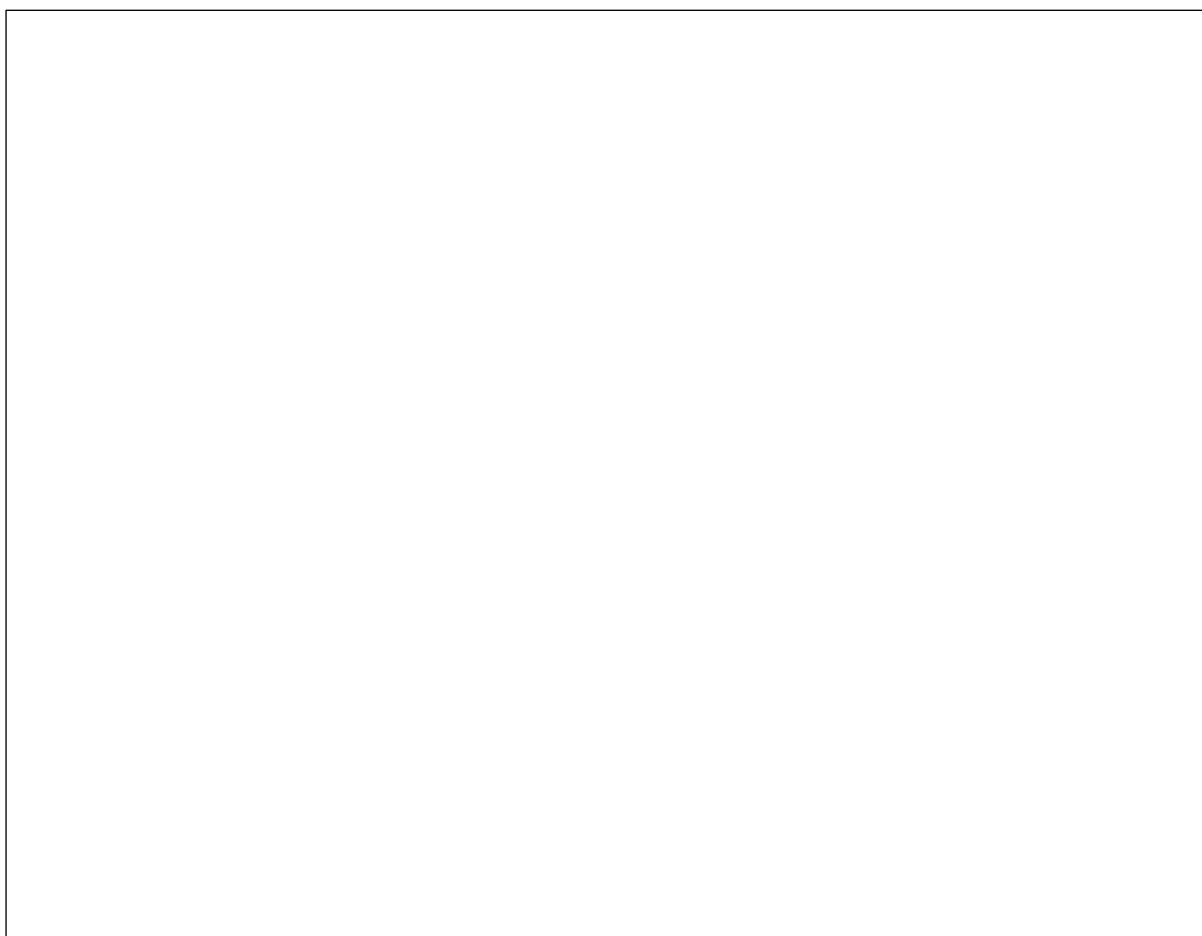
第 22-1 図 重要な自然環境のまとまりの場

23. 最寄り住居について【方法書 P164】（非公開）

「最寄り住居としては、扇町に住宅がある」とされていますが、詳細が示されていません。地図上に示すとともに、対象事業実施区域からの距離もお示しください。

最寄り住居は図のとおりであり、対象事業実施区域からの距離は約 40m です。

※最寄り住居の位置図については、近隣の方々への配慮として、非公開とさせていただきます。



第 23-1 図 最寄り住居の位置

24. 配慮が特に必要な施設との距離について【方法書 P165-171】

表中に各施設までの距離を追記してください。

今後の準備書において、ご指摘のとおり、配慮が特に必要な施設までの距離を第 24-1 表～第 24-3 表のとおりに記載いたします。

第 24-1 表(1) 学校等の状況

区分	図中 番号	名称	所在地	対象事業実施 区域からの距離 (km)
幼稚園	1	浅田幼稚園	川崎市川崎区浅田 2-15-5	1.9
	2	江川幼稚園	川崎市川崎区江川 2-5-5	4.0
	3	小田双葉幼稚園	川崎市川崎区小田 5-25-8	2.0
	4	川崎青い鳥幼稚園	川崎市川崎区小田 2-17-29	2.4
	5	川崎協立幼稚園	川崎市川崎区大島 3-5-6	2.3
	6	川崎さくら幼稚園	川崎市川崎区台町 20-1	3.1
	7	川崎頌和幼稚園	川崎市川崎区小川町 11-13	3.7
	8	川崎ふたば幼稚園	川崎市川崎区大師河原 2-3-20	3.9
	9	観音幼稚園	川崎市川崎区観音 2-1-7	2.5
	10	聖クララ幼稚園	川崎市川崎区貝塚 2-8-16	3.1
	11	竹園幼稚園	川崎市川崎区小田 3-13-16	2.1
	12	第一ひかり幼稚園	川崎市川崎区貝塚 1-12-12	3.2
	13	大師幼稚園	川崎市川崎区東門前 1-4-9	3.7
	14	東三輪幼稚園	川崎市川崎区浜町 1-4-15	1.8
	15	福音幼稚園	川崎市川崎区境町 3-12	3.0
	16	三輪幼稚園	川崎市川崎区渡田向町 4-5	3.0
	17	ゆりかご幼稚園	川崎市川崎区小田 1-16-16	2.8
	18	若宮幼稚園	川崎市川崎区大師駅前 2-13-16	3.5
保育所 等	1	川崎区保育・子育て総合支援センター 大島保育園（公立）	川崎市川崎区大島 4-17-2	2.5
	2	東小田保育園（公立）	川崎市川崎区小田 5-14-1	1.8
	3	藤崎保育園（公立）	川崎市川崎区藤崎 1-7-1	3.1
	4	こあらっこはうすル・シエルブルー	川崎市川崎区旭町 1-8-6	3.9
	5	京急キッズランド京急川崎保育園	川崎市川崎区砂子 1-3-1	4.0
	6	城南ルミナ保育園川崎	川崎市川崎区駅前本町 22-9	4.1
	7	メリー★ポピンズアトレ川崎ルーム	川崎市川崎区駅前本町 26-1 アトレ 川崎 4 階	4.0
	8	西大島ルーテル保育園	川崎市川崎区大島 1-24-12	2.8
	9	京進のほいく えん HOPPA 大島五丁目	川崎市川崎区大島 5-11-13 2 階	2.6
	10	東おおしま保育園	川崎市川崎区大島 5-21-10	2.3
	11	保育園川崎ベアーズ	川崎市川崎区大島上町 22-12	2.3
	12	川崎おおぞら保育園	川崎市川崎区小川町 11-9	3.6
	13	アスク川崎東口保育園	川崎市川崎区小川町 13-9	3.6
	14	パピー保育園	川崎市川崎区小田 2-2-3	2.7
	15	小田さくら保育園	川崎市川崎区小田 3-17-3	2.2
	16	ベネッセ川崎新町保育園	川崎市川崎区小田栄 2-3-2	2.1
	17	大師駅前ひよこ保育園	川崎市川崎区川中島 1-21-4	3.4
	18	マジオたんぽぽ保育園観音	川崎市川崎区観音 1-8-20	2.7
	19	かんのん町保育園	川崎市川崎区観音 1-10-3	2.5
	20	京町いづみ保育園	川崎市川崎区京町 3-26-1	2.5
	21	わたりだ保育園	川崎市川崎区鋼管通 1-11-4	2.1
	22	境町パイナップル保育園	川崎市川崎区境町 11-9	2.8
	23	桜本保育園	川崎市川崎区桜本 1-9-6	2.0
	24	聖美保育園	川崎市川崎区桜本 2-41-11	2.1
	25	つめくさ保育園	川崎市川崎区昭和 1-5-8	3.5
	26	キディ鈴木町・川崎保育園	川崎市川崎区鈴木町 3-2	3.6
	27	Nest 川崎大師保育園	川崎市川崎区大師駅前 1-2-15	3.4
	28	川崎ふたば保育園	川崎市川崎区大師河原 2-2-2	3.8
	29	だるま国際こころ園	川崎市川崎区大師町 3-13	3.3
	30	アスク東門前保育園	川崎市川崎区大師本町 9-11 3 階	3.6

第 24-1 表(2) 学校等の状況

区 分	図中 番号	名 称	所在地	対象事業実施 区域からの距離 (km)
保育所 等	31	大師保育園	川崎市川崎区出来野 1-17	3.5
	32	出来野ルーテル保育園	川崎市川崎区出来野 6-7	3.7
	33	ランゲージ・ハウス Nakajima 保育園	川崎市川崎区中島 2-1-8	3.0
	34	Gakken ほいくえん川崎大師	川崎市川崎区中瀬 3-14-3	3.8
	35	中瀬新生保育園	川崎市川崎区中瀬 3-20-16	4.0
	36	川崎もりのこ保育園	川崎市川崎区日進町 1-68 8号棟 2階	3.8
	37	ゆめいく日進町保育園	川崎市川崎区日進町 20-3	3.6
	38	あすいく保育園	川崎市川崎区日進町 22-14	3.5
	39	あいせん保育園	川崎市川崎区浜町 2-22-16	1.4
	40	レイモンド川崎保育園	川崎市川崎区東田町 8 パレール川崎 3階	3.6
	41	東門前保育園	川崎市川崎区東門前 1-8-2	3.7
	42	だいの里保育園	川崎市川崎区日ノ出 1-16-11	3.4
	43	ランゲージ・ハウス Fujisaki 保育園	川崎市川崎区藤崎 1-23-6	3.0
	44	かわなかじま保育園	川崎市川崎区藤崎 2-19-2	2.7
	45	のぞみ保育園	川崎市川崎区富士見 1-6-10	3.4
	46	川崎乳児保育所	川崎市川崎区本町 1-1-1	4.0
	47	夜間保育所あいいく	川崎市川崎区本町 1-1-1	4.0
	48	京急キッズランド港町駅前保育園	川崎市川崎区港町 5-4	3.8
	49	よつば保育園	川崎市川崎区四谷上町 14-8	2.7
	50	新町しほかせ保育園	川崎市川崎区渡田 4-9-4	2.5
	51	若草保育園 京町	川崎市川崎区渡田山王町 20-35	3.0
	52	川崎コスモス保育園	川崎市川崎区渡田東町 7-9	2.3
	53	チャイルドタイム八丁畷エンゼル ホーム	川崎市川崎区下並木 11-5 川崎サイ トシティクラブハウス 2階	4.0
	54	Creative Kids International Preschool	川崎市川崎区京町 1-18-24	3.1
	55	鋼管通乳児園	川崎市川崎区鋼管通 2-2-6	1.9
	56	ひなた園	川崎市川崎区砂子 1-8-4 アサヒヤ ビル 2階	3.8
	57	保育所キラキラルーム川崎園	川崎市川崎区小川町 12-11	3.6
	58	KAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL	川崎市川崎区追分町 11-6	2.0
	59	KINCARN INTERNATIONAL SCHOOL	川崎市川崎区堤根 37-1	4.0
	60	ももんが保育園	川崎市川崎区渡田山王町 20-16 ヴィヴァンメゾン 201	3.0
	61	なかよし保育園	川崎市川崎区東門前 1-1-9	3.5
	62	うさぎ保育園	川崎市川崎区東門前 3-3-7 グラン シェリーイトウ 102	3.7
	63	小花インターナショナルスクール	川崎市川崎区榎町 5-5	3.6
	64	ALC ACADEMY	川崎市川崎区田島町 15-19	2.0
	65	Hi5 Kids International	川崎市川崎区渡田 1-16-4	2.7
	66	ひまわり保育園	川崎市川崎区渡田新町 1-13-11 TM マンション 101	2.9
	67	川崎らしくる保育園	川崎市川崎区日進町 5-1	3.9
	68	JEC 保育園	川崎市川崎区貝塚 2-4-17 1階	3.1
	69	ミントリーフ川崎小田園	川崎市川崎区小田 4-36-14 リヴェール小田 2階	2.2
	70	優祥会 愛育保育園	川崎市川崎区小田栄 2-4-1	2.2
	71	大師公園前ひのき保育園	川崎市川崎区昭和 2-2-2	3.3
	72	川崎大師わんぱく保育園	川崎市川崎区大師駅前 1-6-1	3.5
	73	ten kids 川崎大師園	川崎市川崎区大師町 3-13 3階	3.3

第 24-1 表(3) 学校等の状況

区分	図中 番号	名称	所在地	対象事業実施 区域からの距離 (km)
保育所 等	74	アロハおおしま保育園	川崎市川崎区大島5-13-3 コーポアラク1階	2.6
	75	田島町ヤクルト保育ルーム	川崎市川崎区田島町10-13	2.2
	76	かわさきどんぐりの丘保育園	川崎市川崎区渡田向町20-5	3.0
	77	アロハパレール保育園	川崎市川崎区東田町8 パレール川崎ビルディングブルー館4階	3.6
	78	うみかぜ渡田保育園	川崎市川崎区南渡田町1-1	1.2
	79	川崎みどり保育園	川崎市川崎区榎町7-1-101	3.6
	80	さくらっこ保育園	川崎市川崎区宮前町9-5	3.3
	81	川崎国際保育園	川崎市川崎区境町10-8	2.8
	82	そだち保育室	川崎市川崎区小田5丁目19-1	1.9
	83	なかじま保育園	川崎市川崎区中島1-4-2	3.2
	84	野の花保育園	川崎市川崎区田町2-10-6	3.9
	85	スクルドエンジェル保育園川崎園	川崎市川崎区渡田1-1-2	3.0
	86	サンライズ渡田保育室	川崎市川崎区渡田2-4-11	2.8
	87	ミルキーホーム川崎園	川崎市川崎区東田町2-10 ホワイトガーデン1階	3.5
	88	はぐくみ保育園	川崎市川崎区日進町29	3.8
小学校	1	川崎市立殿町小学校	川崎市川崎区殿町1-17-19	4.2
	2	川崎市立四谷小学校	川崎市川崎区四谷下町4-1	2.8
	3	川崎市立東門前小学校	川崎市川崎区東門前3-4-6	3.7
	4	川崎市立大師小学校	川崎市川崎区東門前2-6-1	3.4
	5	川崎市立川中島小学校	川崎市川崎区川中島2-4-19	3.1
	6	川崎市立藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3-2-1	2.5
	7	川崎市立さくら小学校	川崎市川崎区桜本1-9-15	2.0
	8	川崎市立大島小学校	川崎市川崎区浜町1-5-1	1.8
	9	川崎市立渡田小学校	川崎市川崎区田島町14-1	2.0
	10	川崎市立東小田小学校	川崎市川崎区小田5-11-20	1.9
	11	川崎市立小田小学校	川崎市川崎区小田4-12-24	2.2
	12	川崎市立浅田小学校	川崎市川崎区浅田2-11-21	1.9
	13	川崎市立東大島小学校	川崎市川崎区大島5-25-1	2.3
	14	川崎市立向小学校	川崎市川崎区大島4-17-1	2.6
	15	川崎市立田島小学校	川崎市川崎区渡田1-20-1	2.6
	16	川崎市立新町小学校	川崎市川崎区渡田新町3-15-1	2.8
	17	川崎市立旭町小学校	川崎市川崎区旭町2-2-1	3.3
	18	川崎市立宮前小学校	川崎市川崎区宮前町8-13	3.4
	19	川崎市立川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	3.6
	20	川崎市立京町小学校	川崎市川崎区京町1-1-4	3.4
中学校	1	川崎市立大師中学校	川崎市川崎区大師河原2-1-1	3.7
	2	川崎市立南大師中学校	川崎市川崎区四谷上町24-1	2.9
	3	川崎市立川中島中学校	川崎市川崎区藤崎2-19-1	2.7
	4	川崎市立桜本中学校	川崎市川崎区池上新町1-2-4	2.2
	5	川崎市立臨港中学校	川崎市川崎区浜町2-11-22	1.6
	6	川崎市立田島中学校	川崎市川崎区小田2-21-7	2.5
	7	川崎市立京町中学校	川崎市川崎区京町3-19-11	2.6
	8	川崎市立渡田中学校	川崎市川崎区渡田向町11-1	2.8
	9	川崎市立富士見中学校	川崎市川崎区富士見2-1-2	3.2
	10	川崎市立川崎中学校	川崎市川崎区下並木50	3.9
	11	川崎高等学校附属中学校	川崎市川崎区中島3-3-1	2.9

第 24-1 表(4) 学校等の状況

区分	図中 番号	名称	所在地	対象事業実施 区域からの距離 (km)
特別支援 学校	1	川崎市立田島支援学校	川崎市川崎区田島町 20-5	1.8
	2	川崎市立田島支援学校桜校	川崎市川崎区池上新町 1-1-3	2.3
	3	川崎市立田島支援学校さくら分教室	川崎市川崎区桜本 1-9-15 (さくら小学校内)	2.0
高等学校	1	川崎市立川崎高等学校	川崎市川崎区中島 3-3-1	2.9
	2	神奈川県立川崎高等学校	川崎市川崎区渡田山王町 22-6	2.9
	3	神奈川県立大師高等学校	川崎市川崎区四谷下町 25-1	2.5
専修学校	1	外語ビジネス専門学校	川崎市川崎区駅前本町 22-9	4.1
	2	神奈川ビューティー&ビジネス専門学校	川崎市川崎区渡田向町 15-5	2.7
	3	日本溶接構造専門学校	川崎市川崎区本町 2-11-19	4.0
	4	米山ファッション・ビジネス専門学校	川崎市川崎区南町 15-2	3.5
各種学校	1	川崎朝鮮初級学校	川崎市川崎区桜本 2-43-1	2.1
大学・ 短期大学	1	県立保健福祉大学 川崎(殿町)キャンパス	川崎市川崎区殿町 3-25-10	4.8
	2	慶應義塾大学 殿町タウンキャンパス	川崎市川崎区殿町 3-25-10	4.8
	3	グローバル Biz 専門職大学	川崎市川崎区駅前本町 22-1	4.1
図書館	1	川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町 12-1 タワー リパーク 4 階	4.0
	2	川崎図書館 大師分館	川崎市川崎区大師駅前 1-1-5 川崎 大師パークホームズ 2 階	3.4
	3	川崎図書館 田島分館	川崎市川崎区追分町 16-1 カルナー ザ川崎 4 階	2.0

注：図中番号は、第 26-1 図に対応している。

「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「こどもの施設案内」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「企業主導型保育事業」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「県内大学一覧」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「交通アクセス」(グローバル Biz 専門職大学 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「川崎市立図書館一覧」(川崎市立図書館 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成

第 24-2 表 病院・診療所の状況

区分	図中 番号	名称	所在地	対象事業実施 区域からの距離 (km)
病院	1	太田総合病院	川崎市川崎区日進町 1-50	3.9
	2	恒春会 馬嶋病院	川崎市川崎区日進町 24-15	3.7
	3	総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島 3-13-1	2.7
	4	宮川病院	川崎市川崎区大師駅前 2-13-13	3.5
	5	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	3.2
	6	総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通 1-15	3.3
	7	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院	川崎市川崎区桜本 2-1-5	2.1
	8	日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通 1-2-1	2.2
	9	医療法人社団慶友会 第一病院	川崎市川崎区元木 2-7-2	3.3
	10	AOI 国際病院	川崎市川崎区田町 2-9-1	3.8
	11	社会医療法人財団石心会 川崎幸病院	川崎市幸区大宮町 31-27	4.1
	12	汐田総合病院	横浜市鶴見区矢向 1-6-20	5.1
	13	医療法人社団新東京石心会 横浜石心会病院	横浜市鶴見区豊岡町 21-1	4.4
	14	鶴見大学歯学部附属病院	横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	4.4
	15	森山病院	横浜市鶴見区潮田町 3-145-4	2.9
	16	医療法人社団協友会 横浜鶴見リハビリテーション病院	横浜市鶴見区下野谷町 4-145-1	3.6
	17	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	5.0
診療所 (有床)	1	大江医院	川崎市川崎区川中島 1-13-2	3.1
	2	入江医院	川崎市川崎区砂子 2-6-2 三恵ビル	3.7
	3	太田総合病院記念研究所附属診療所	川崎市川崎区日進町 1 サンスクエア川崎 7 号棟 2 階	3.9
	4	医療法人社団慶真会 川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町 2-68-7	5.2
	5	浅川産婦人科医院	鶴見区豊岡町 22-15	4.4
診療所	1	桜寿園診療所	川崎市川崎区桜本 2-39-4	2.0
	2	高良医院	川崎市川崎区大島 3-15-17	2.0
	3	ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町 1-7-6	1.8
	4	医療法人社団聖医会 安士医院	川崎市川崎区浜町 1-22-6	1.6
	5	市電通り ごうだクリニック	川崎市川崎区田島町 23-1 SOMPO ケアラヴィーレ浜川崎	1.9
	6	特別養護老人ホームピオラ川崎 医務室	川崎市川崎区小田栄 2-1-7	1.7
	7	株式会社デイ・シイ診療所	川崎市川崎区浅野町 1-1	0.9
	8	中村医院	川崎市川崎区小田 6-6-6	1.9
	9	富士電機株式会社川崎工場診療所	川崎市川崎区田辺新田 1-1	1.6
	10	医療法人社団こうかん会水江診療所	川崎市川崎区水江町 6-21	1.3
	11	三菱化工機診療所	川崎市川崎区大川町 2-1	1.1

注：1. 図中番号は、第 26-2 図に対応している。

2. 「診療所」については、対象事業実施区域から 2km の範囲の施設とした。

〔「病院・診療所名簿」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「横浜市の医療機関」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕

第 24-3 表(1) 福祉施設の状況

区分	図中 番号	名称	所在地	対象事業実施 区域からの距離 (km)
特別養護 老人ホーム	1	恒春園	川崎市川崎区小川町 10-10	3.7
	2	桜寿園	川崎市川崎区桜本 2-39-4	2.0
	3	大師の里	川崎市川崎区日ノ出 2-7-1	3.4
	4	しおん	川崎市川崎区本町 1-1-1	4.0
	5	ピオラ川崎	川崎市川崎区小田栄 2-1-7	1.7
	6	ゆとりあ	川崎市川崎区殿町 1-11-10	4.4
	7	境町フェニックス	川崎市川崎区境町 11-9	2.8
	8	川崎ラシクル	川崎市川崎区日進町 5-1	3.9
	9	幸風苑	川崎市幸区都町 64-1	5.1
	10	南さいわい	川崎市幸区南幸町 3-149-3	5.0
	11	クロスハート幸・川崎	川崎市幸区河原町 1-37	5.0
	12	新鶴見ホーム	横浜市鶴見区江ヶ崎町 2-42	5.7
	13	しょうじゅの里鶴見	横浜市鶴見区江ヶ崎町 2-1	5.3
	14	新鶴見ホーム新館	横浜市鶴見区江ヶ崎町 2-42	5.7
	15	わかたけ鶴見	横浜市鶴見区矢向 1-4-20	5.1
	16	しょうじゅの里小野	横浜市鶴見区下野谷町 4-145-18	3.6
有料老人 ホーム	1	グッドタイムホーム・川崎大師	川崎市川崎区昭和 2-3-10	3.3
	2	フローレンスケアホーム川崎大師	川崎市川崎区昭和 2-5-6	3.2
	3	ライフコミュニケーション川崎	川崎市川崎区藤崎 3-6-1	2.8
	4	ベストライフ川崎	川崎市川崎区渡田新町 3-1-5	3.2
	5	エスペランサ川崎	川崎市川崎区榎町 2-2	3.5
	6	SOMPO ケア ラヴィーレ浜川崎	川崎市川崎区田島町 23-1	1.9
	7	グッドタイムナーシングホーム・川崎大師弐番館	川崎市川崎区出来野 5-3	3.6
	8	ソラリス渡田	川崎市川崎区渡田新町 1-9-3	3.0
	9	ハートフル小田	川崎市川崎区小田 4-35-12	2.1
	10	ぱんだ	川崎市川崎区浜町 2-19-15	1.4
	11	やすらぎ	川崎市川崎区田島町 16-6 1F	2.0
	12	ドリームハウス	川崎市川崎区四谷上町 1-8	2.7
	13	ピア桜本	川崎市川崎区桜本 2-36-6	2.2
	14	高齢者・障害者ケア付住宅 達磨	川崎市川崎区大島 5-18-7 マリンプラザ 1F	2.4
	15	大島スマイルイン	川崎市川崎区大島 1-15-3	2.6
	16	浅田スマイルイン	川崎市川崎区浅田 2-12-6	2.0
	17	小川町スマイルイン	川崎市川崎区小川町 12-13	3.7
	18	にじ	川崎市川崎区藤崎 1-5-1	3.1
	19	ハピネス鋼管通	川崎市川崎区鋼管通 1-19-10	1.7
	20	ファミリエ浜町	川崎市川崎区浜町 1-16-3	1.6
	21	ほほえみの家浜町	川崎市川崎区浜町 2-9-1	1.6
	22	庵の郷 渡田	川崎市川崎区渡田 4-9-16	1.5
	23	庵の郷 大師	川崎市川崎区大師駅前 2-5-2	3.5
	24	カテナ川崎マンション	川崎市川崎区渡田向町 24-6 ファミールカテナ内	2.8
	25	ひかりコーポ渡田東町	川崎市川崎区渡田東町 18-18	2.3
	26	医療対応住宅ケアホスピス大師	川崎市川崎区四谷上町 14-22	2.7
	27	住宅型有料老人ホーム川崎真心生楽館	川崎市川崎区日ノ出 1-12-17	3.7
	28	かな	川崎市川崎区池上新町 1-13-2	2.1
	29	K-House	川崎市川崎区伊勢町 19-9	3.3

第 24-3 表(2) 福祉施設の状況

区分	図中 番号	名称	所在地	対象事業実施 区域からの距離 (km)
有料老人 ホーム	30	サンハイツ渡田	川崎市川崎区渡田 2-20-19	2.5
	31	サンケアホーム渡田	川崎市川崎区渡田 1-13-9	2.7
	32	かえで	川崎市川崎区大島 2-13-6	2.3
	33	住宅型老人ホーム フレンズ	川崎市川崎区田島町 23-1 2階	1.9
	34	サンケアホーム小田	川崎市川崎区小田 4-13-6	2.3
	35	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームいずみ	川崎市川崎区元木 1-3-7	3.3
	36	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームつばき	川崎市川崎区元木 2-2-12	3.4
	37	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームさくら	川崎市川崎区桜本 1-18-18	1.8
	38	住宅型有料老人ホーム ふれあい家族 宮前町	川崎市川崎区宮前町 11-22	3.2
	39	住宅型有料老人ホーム キャンディ	川崎市川崎区鋼管通 2-2-7	2.0
	40	ほほえみの家浅田	川崎市川崎区浅田 3-10-9	2.2
	41	漣波ハウス	川崎市川崎区大島 1-21-8	2.7
	42	潮騒ハウス	川崎市川崎区大島 1-21-8	2.7
	43	メディホス川崎大師	川崎市川崎区四谷上町 1-11	2.7
	44	グッドタイムホーム・川崎	川崎市幸区塚越 2-260-36	5.8
	45	SOMPO ケア ラヴィーレ川崎	川崎市幸区幸町 2-632-1	4.6
	46	花珠の家さいわい	川崎市幸区中幸町 1-53-7	4.7
	47	まどか川崎	川崎市幸区南幸町 3-119-14	4.9
	48	住宅型有料老人ホーム ふれあい家族	川崎市幸区柳町 55-3	4.6
	49	矢向スマイルイン	川崎市幸区塚越 4-333-89	5.8
	50	有料老人ホーム ルアナ矢向	川崎市幸区塚越 4-333-86	5.7
	51	ベルハウス	横浜市鶴見区朝日町 1-18-1	2.3
	52	花珠の家つるみ	横浜市鶴見区生麦 5-10-21	4.3
	53	靄見の郷	横浜市鶴見区下野谷町 3-88-1	3.7
	54	高齢者マンション ミザール	横浜市鶴見区向井町 4-88-21	2.8
	55	ピア汐入	横浜市鶴見区汐入町 1-20-1	3.3
	56	住宅型有料老人ホーム 輝	横浜市鶴見区下野谷町 4-127-1	3.5
	57	ほほえみの家平安町	横浜市鶴見区平安町 1-59-5	3.1
	58	ラベンダーケア 矢向第1	横浜市鶴見区矢向 6-1-9	5.4
	59	ラベンダーケア 矢向第2	横浜市鶴見区矢向 6-10-24	5.7
	60	ピアホーム鶴見	横浜市鶴見区仲通 3-74-1	2.9
	61	みるくゆ	横浜市鶴見区仲通 2-65-11	3.0
	62	ケアホーム RM 仲通	横浜市鶴見区仲通 2-68-20-201	2.9
	63	RM 汐入	横浜市鶴見区汐入町 3-49-9	2.9
	64	RM 潮田	横浜市鶴見区潮田町 1-67	3.5
	65	ゆんたく～潮田	横浜市鶴見区潮田町 1-77-6	3.5
66	グッドタイムホーム・多摩川	東京都大田区西六郷 4-29-1	4.9	

注：図中番号は、第 26-3 図に対応している。

「特別養護老人ホーム」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「有料老人ホーム」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）

25. 配慮が特に必要な施設との距離の図示について【方法書 P172-174】

主要な施設までで良いので、図中に距離を追記してください。

今後の準備書において、ご指摘のとおり、対象事業実施区域と主要な施設までの距離を第26-1図～第26-3図のとおり記載します。

26. 配慮が特に必要な施設と土地利用について【方法書 P175】

「3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2 図をP175に改めて挿入してください。図書の読み手の立場に立てば、前のページに戻らないと情報が得られないのは不便です。

ちなみに、対象事業実施区域の周辺に他の住居系区域はないと理解して良いですか？

読み手の不便を改善するため、準備書では、配慮が必要な施設等を示している第26-1 図～第26-3 図について、方法書第3.2-2 図の用途地域の指定状況を重ね合わせます。

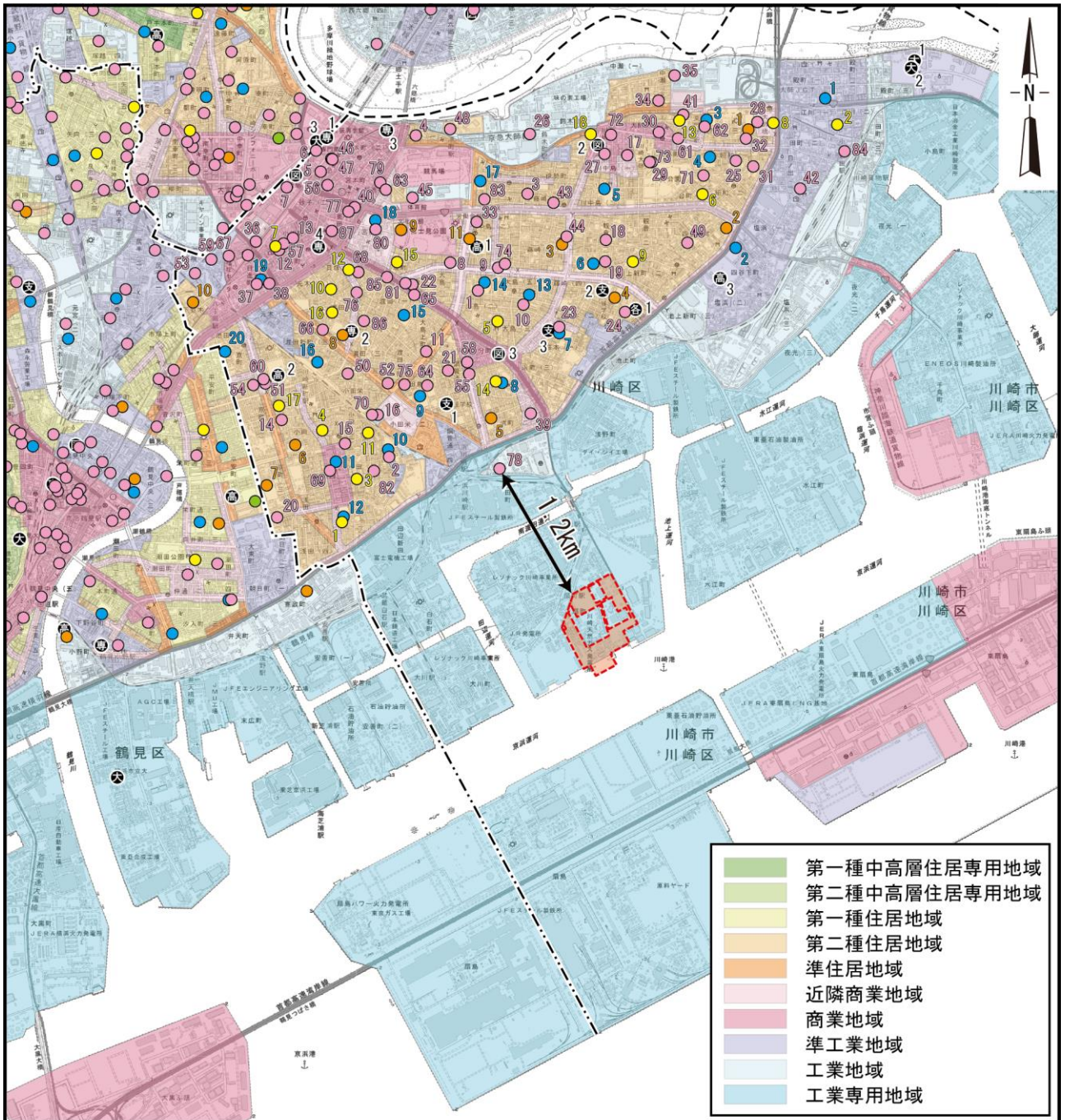
対象事業実施区域の周辺 1.4km より近いところには住居系地域はありません。

《二次質問》

「対象事業実施区域の周辺 1.4km より近いところには住居系地域はありません」という文脈が、現在の方法書に記載されていない場合は記載してください。もし記載済みであれば、放念ください。

《二次回答》

方法書 p.2-3(5)に「対象事業実施区域は工業専用地域であり、周辺の住居系地域から約 1.4km 離れている」と記載しており、準備書においても同様に記載いたします。



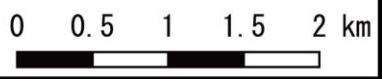
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

凡例

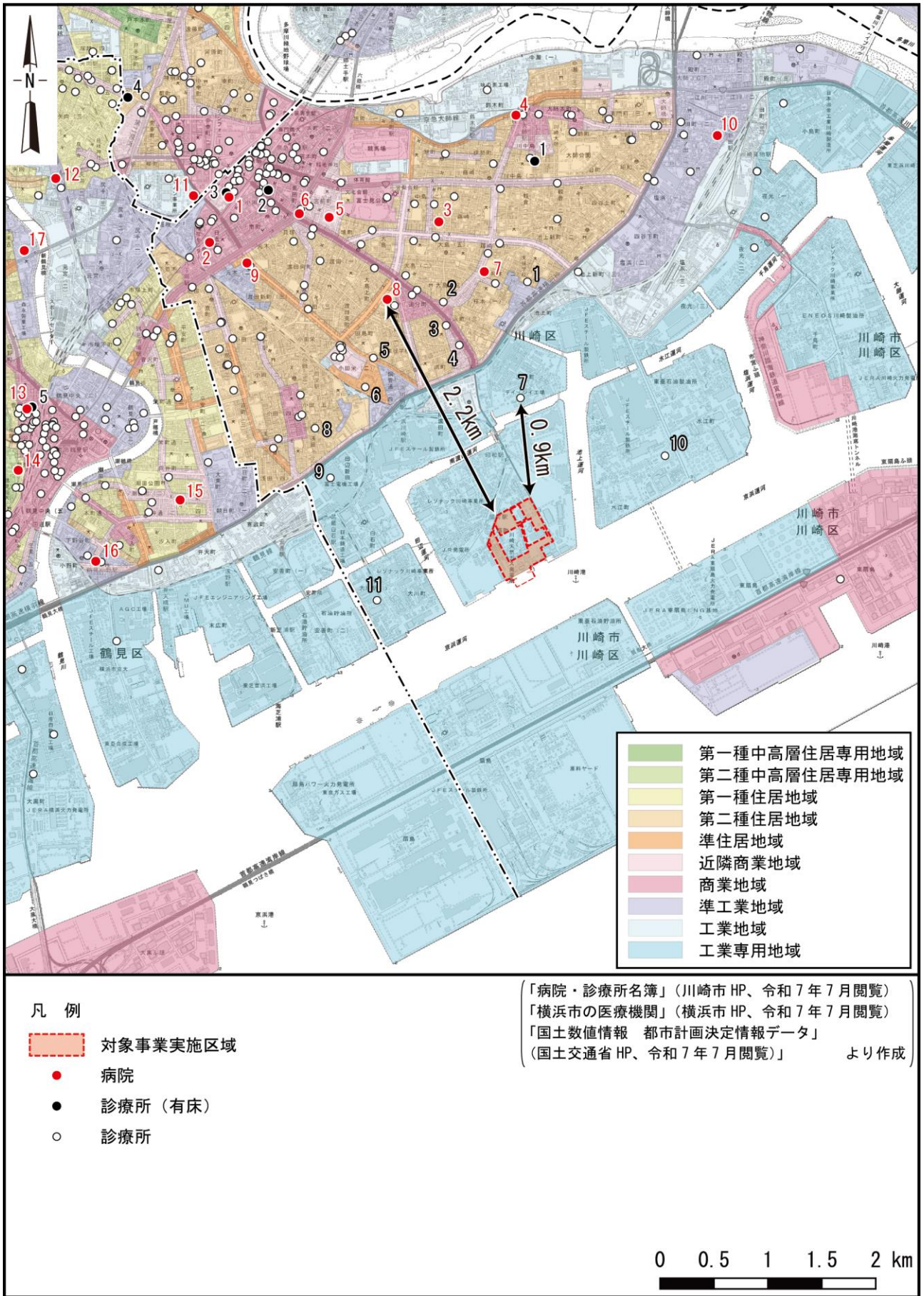
- 対象事業実施区域
- 幼稚園
- 保育所等
- 認定こども園
- 小学校
- 中学校
- 特別支援学校
- 高等学校
- 専修学校
- 各種学校
- 大学・短期大学
- 図書館

「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県 HP、令和7年7月閲覧)  
 「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県 HP、令和7年7月閲覧)  
 「認定こども園」(神奈川県 HP、令和7年7月閲覧)  
 「こどもの施設案内」(川崎市 HP、令和7年7月閲覧)  
 「企業主導型保育事業」(川崎市 HP、令和7年7月閲覧)  
 「えんさがしサポート★よこはま保育」(横浜市 HP、令和7年7月閲覧)  
 「大田区マップ」(大田区 HP、令和7年7月閲覧)  
 「県内大学一覧」(神奈川県 HP、令和7年7月閲覧)  
 「交通アクセス」(グローバルBiz 専門職大学 HP、令和7年7月閲覧)  
 「川崎市立図書館一覧」(川崎市立図書館 HP、令和7年7月閲覧)  
 「横浜市立図書館 一覧」(横浜市 HP、令和7年7月閲覧)  
 「図書館」(大田区 HP、令和7年7月閲覧)  
 「国土数値情報 都市計画決定情報データ」  
 (国土交通省 HP、令和7年7月閲覧)

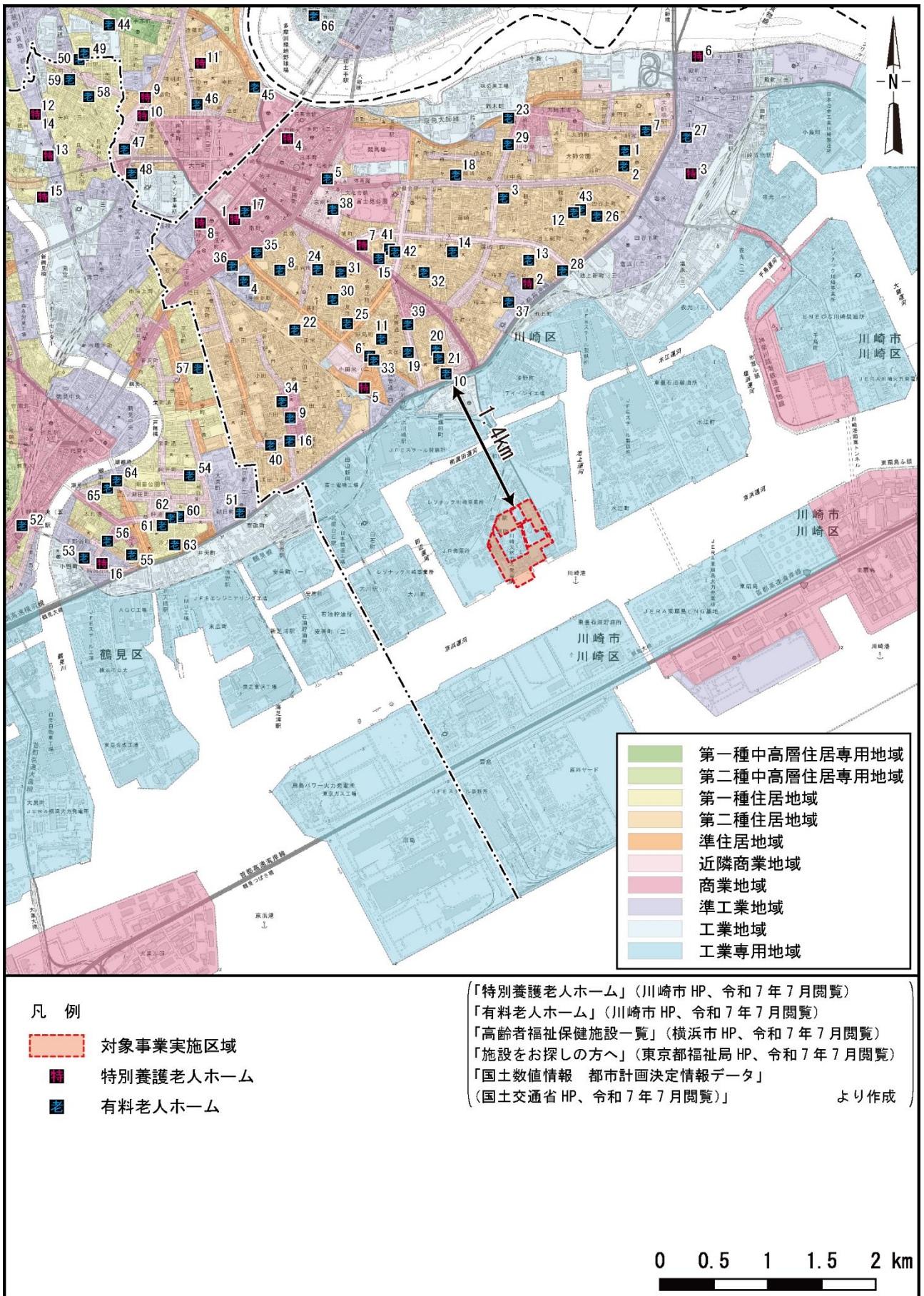
より作成



第26-1図 学校等の位置



第 26-2 図 病院・診療所の位置



第 26-3 図 福祉施設の位置

## 27. 重要な自然環境のまとまりの場について【方法書 P252】

配慮書での生態系の影響評価対象は「重要な自然環境のまとまりの場」です。第3章で記載したうえで、対象事業実施区域近傍に「重要な自然環境のまとまりの場」が存在しないので選定しない、と書くのが本来の趣旨です。

ご指摘のとおり、以下の表現が適切であったと考えます。

「事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないため、当該区域及び近傍には重要な自然環境のまとまりの場はないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない」

なお、第4章は計画段階配慮書の転記となるため、現在の表現のままとなることをご了承ください。

28. 二酸化窒素の評価について【方法書 P266、P273、P380】

二酸化窒素環境基準の年平均相当値として、1日平均の上限値である0.06ppmから換算した0.023ppmが示されていますが、環境基準は「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること」（川崎市対策目標値も同様）ですので、下限値である0.04ppmから換算した値も示すべきではないでしょうか。

計画段階配慮書では類似事例に倣い、環境基準のゾーン内の上限である0.06ppmから換算した数値を4章に記載しておりました。

下限値である0.04ppmから換算した値は0.017ppmです。

なお、第4章は計画段階配慮書の転記であるため、現在の表現のままとなることをご了承ください。

## 29. 年平均値の予測結果について【方法書 P266】

煙突高さ80m と100mで検討されていますが、80mの時には建物ダウンウォッシュが発生するようです。建物ダウンウォッシュがあったとしても、第4.3-8表から得られる濃度値等にはほぼ変化はないでしょうか？

年平均値予測においては建物ダウンウォッシュの影響は含まれておりません。準備書の予測では、建物影響については1時間値の予測結果をお示しします。

### 《二次質問》

質問は年平均値に対する建物ダウンウォッシュの影響ですが、その回答がございません。

### 《二次回答》

建物ダウンウォッシュを考慮した年平均値の予測は、準備書の補足説明資料としてお示しいたします。

建物ダウンウォッシュ発生時の予測手法である ISC-PRIME モデルを用いて建物ダウンウォッシュを考慮した1年間の地上濃度を予測し、建物がある場合と建物がない場合の着地濃度の比を全風向で算出し、その結果を年平均値予測の将来の発電所寄与濃度に乗じて、建物ダウンウォッシュを考慮した年平均値を評価することを考えております。

### 30. 複数案の検討経緯について【方法書 P273】

下から3行目。配慮書の複数案に対する評価として、いずれの案でも重大な影響はないとの記載がありますが、方法書にむけて結局どちらの案を採用することにしたのか、その理由も含めて追加説明をお願いします。できれば配慮書に記載していただくとよかったですと思います。

これについては川崎市長からも同様な意見(P365)が出され、第7章P385に複数案についての総合的な判断が記載されていますので、その内容で理解しました。なお、第7章に記載された内容は、準備書以降でも図書に残すようにお願いします。

ご指摘を踏まえ、第7章に記載した検討の経緯及びその内容については、準備書以降でも記載し、アセス図書に残すようにいたします。

### 3 1. 汚染土の拡散防止策について【方法書 P291】

対象事業実施区域内の一部は形質変更時要届出区域に指定されています。汚染土の拡散防止策について、現在考えておられる対策等があれば教えてください。

土地を賃借した際の形質変更時要届出区域の指定状況及び工事中に発生する掘削残土の量に応じて汚染土の封じ込め等から適切な対策方法を選択の上、「土壤汚染対策法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき対策を実施する計画です。

### 3 2. 環境影響評価の項目の選定について【方法書 P293】

「水質」「底質」が環境影響評価の項目として選定されています。一方で、「海域に生息する動物」「海域に生育する植物」についても「一般排水」や「造成等の施工による一時的な影響」を受けると考えられますが、非選定とするのは何故でしょうか。

環境影響評価の項目の選定にあたっては、「発電所アセスの手引」を参考としております。

「海域に生息する動物」及び「海域に生育する植物」に対する「一般排水」、「造成等の施工による一時的な影響」は発電所アセス省令で参考項目となっていないことを踏まえ選定しておりません。浚渫工事については、発電所アセスの手引の「工事に関する一般的な諸元」において「建設機械の稼働」に分類されていることを踏まえ、「建設機械の稼働」の区分で影響を予測することで整理しています。

### 3.3. 窒素酸化物（施設の稼働）の選定理由について【方法書 P294】

窒素酸化物（施設の稼働）の選定理由について、総量規制地域となっていることから項目選定すると書かれていますが、選定理由として窒素酸化物を排出することから選定する旨を第一に記載すべきと考えます。この文章では、仮に総量規制が無い場合は項目を非選定としたのかと読み取れてしまいます。

ご指摘のとおり、窒素酸化物を排出することから選定する旨を第一に記載することとし、今後の準備書にて修正いたします。

3 4. 水の汚れ、富栄養化に関する隣接発電所との累積的な影響について【方法書 P295】

「第6.1-3 表(2) 環境影響評価の項目として選定する理由」水環境

⇒p. 14に「発電所の排水口から排出された後、川崎事業所の既設排水口を通じて海域へ放水される。」とありますが、水の汚れや富栄養化については、川崎天然ガス発電所との累積的な影響も考慮するのでしょうか。

本事業の「水の汚れ」や「富栄養化」の環境影響評価については、本事業単独で実施いたします。各事業者が自らの発電所における排水基準を遵守している前提に立っており、川崎天然ガス発電所との累積的な影響については考慮いたしません。

### 35. 一般排水の温度の影響について【方法書 P297】

本事業では温排水は発生しない計画であることから、水温は環境影響評価項目として選定しないことを理解しました。ただし、気候変動等による海水温上昇の影響への懸念が近年著しく高まっています。計画の妥当性を確認するため、排水温の把握をお願いいたします。

11. のご質問への回答と同様に、類似の他事例より、本事業における排水の温度が前面海域の水温へおよぼす影響は小さく、計画は妥当であると考えております。

なお、供用時には、新設する発電所の排水口にて、排水の温度を管理いたします。

### 36. 流向及び流速を選定しない理由について【方法書 P297】

「第6.1-4 表 環境影響評価の項目として選定しない理由」水環境

⇒流向及び流速を選択しない理由として、「冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため」とありますが、水温差はなくても排水自体の流量はありますので、理由としては適切ではないのではないのでしょうか。

ご指摘のとおり、「項目として選定しない理由」について表現が適切ではありませんでした。今後の準備書では「海水冷却方式を採用しない事から温排水は発生しないため、項目として選定しない」と修正いたします。

#### 《二次質問》

排水の水温差が 0℃になる根拠が明確でなく、「温排水は発生しない」は言い過ぎなのではないのでしょうか。また水温差はなくても排水自体の流量はあるので、流向や流速は変化します。水温や、流向・流速の変化を考慮しない理由としては、「冷却塔による淡水冷却方式であり、温排水の排出量は海水冷却方式と比較してわずかであることから、評価項目として選定しない。」などではないのでしょうか。

#### 《二次回答》

方法書では、「海水と温度差のある排水」と「温排水」を混在して表現していたことから、今後の準備書では発電所アセスの手引に基づき用語を使い分けた上で、ご指摘を踏まえて適切な表現に修正いたします。

なお、発電所アセスの手引では、事業に関する一般的な諸元として、「温排水」は復水器冷却方式（海水冷却方式）における表層又は深層取水、表層又は水中放水が想定されております。

従って、海水冷却方式を採用しない本事業では、発電所アセスの手引において想定される温排水は発生しないと考えております。

### 37. 土壌汚染の項目選定について【方法書 P297】 【方法書 P366、368】

①第6.1-4表では「その他の環境」項目として「土壌汚染」を選定しない理由について書かれていません。事業用地は形質変更時要届出区域が含まれている（P18）ことから、「土壌汚染」の非選定理由を記載する必要があると考えます。

あるいは、発電所施設の土木・建設工事に際し、形質変更時要届出区域での何らかの工事が必要になるということならば、「土壌汚染」を項目選定し、建設工事等にもなう影響を予測・評価し、環境保全措置を明らかにする必要があります。

②川崎市長および横浜市長の土壌汚染に対する意見への回答として、汚染土の封じ込め等の対策方法選択と適切な対応を実施することが記載されていますが、この回答内容は「土壌汚染」を環境影響評価項目として選定し、その対策として記載すべき内容であると考えます。

「土壌汚染」の項目については、本事業では工事中及び運転開始後に土壌汚染の原因となる物質は使用しないことから、環境影響評価法に基づく方法書においては評価項目に選定しないものの、川崎市環境影響評価等技術指針を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例に基づく法対象条例方法書において評価項目に選定しておりました。

他方で、対象事業実施区域の一部が形質変更時要届出区域に指定されていることから、工事の際は、工事を行う範囲における土壌汚染の状況を確認した上で、土壌汚染対策法等に基づき対策を実施いたします。

この事業特性を踏まえ、「土壌汚染」の項目を環境影響評価法に基づく評価の項目に選定することに整理し直し、準備書以降の図書に反映することといたしました。「環境影響評価の項目の選定（第 37-1 表）」及び「環境影響評価の項目として選定する理由（第 37-2 表）」の修正記載案、ならびに「調査、予測及び評価の手法（第 37-3 表）」への追加記載案は以下のとおりです。

第 37-1 表 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用							
			工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生		
						排ガス	排水	温排水	機械等の稼働				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物										
			窒素酸化物	○	○			○				○	
			浮遊粒子状物質	○	○							○	
			石炭粉じん										
			粉じん等	○	○							○	
	騒音振動	騒音	騒音	○	○						○	○	
			振動	○	○						○	○	
		その他	低周波音								○		
	冷却塔白煙									○			
	水環境	水質	水の汚れ					○					
			富栄養化					○					
			水の濁り		○	○							
			水温										
		底質	有害物質		○								
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質										
<b>土壌</b>			<b>土壌汚染</b>			○							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○							
		海域に生息する動物		○									
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○							
		海域に生育する植物		○									
生態系	地域を特徴づける生態系												
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○							
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○								○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○							○	
		残土			○								
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○						

注：1. 「○」は、環境影響評価項目として選定する項目を示す。

2. ■は、「発電所アセス省令」第21条第1項第2号に定める「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第2」に掲げられる「参考項目」を示す。

第 37-2 表 環境影響評価の項目として選定する理由

項目		環境影響評価の項目として選定する理由		
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	騒音	騒音	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い騒音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			施設の稼働 (機械等の稼働)	機械の稼働に伴い騒音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
	振動	振動	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い振動が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			施設の稼働 (機械等の稼働)	機械等の稼働に伴い振動が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両が増加すること、主要な輸送経路には民家等が存在することから、項目として選定する。
	その他	低周波音	施設の稼働 (機械等の稼働)	機械(冷却塔、排熱回収ボイラ)等の稼働に伴い低周波音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
		冷却塔白煙	施設の稼働 (機械等の稼働)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、気象条件によって白煙が発生するため、項目として選定する。
水環境	水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)	施設の稼働に伴い一般排水を海域に排出することから、項目として選定する。
		富栄養化	施設の稼働 (排水)	施設の稼働に伴い一般排水を海域に排出することから、項目として選定する。
		水の濁り	建設機械の稼働	浚渫工事を行う可能性があることから、項目として選定する。
			造成等の施工による一時的な影響	大規模な土地造成の工事は行われませんが、工事排水及び雨水排水による影響が想定されるため、項目として選定する。
	底質	有害物質	建設機械の稼働	浚渫工事を行う可能性があることから、項目として選定する。
その他の環境	土壌	土壌汚染	造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域の一部が土壌汚染対策法に定める区域に指定されており、建設工事に伴い掘削工事を行うことから、項目として選定する。

第 37-3 表 調査、予測及び評価の手法（土壌汚染）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
その他の環境	土壌汚染	造成等の施工による一時的な影響	1. 調査すべき情報 (1) 土壌の汚染の状況
			2. 調査の基本的な手法 (1) 土壌の汚染の状況 【文献その他の資料調査】 「川崎市告示」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。
			3. 調査地域 対象事業実施区域内とする。
			4. 調査地点 (1) 土壌の汚染の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域のうち、土地改変を行う区域とする。
			5. 調査期間等 (1) 土壌の汚染の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。
			6. 予測の基本的な手法 環境の保全のために講じようとする対策を踏まえ、汚染土壌の掘削、移動又は保管方法を把握し、土壌汚染による影響の程度の予測を行う。
			7. 予測地域 「3. 調査地域」と同じとする。
			8. 予測対象時期等 工事期間の内、土壌汚染による影響が大きくなると想定される掘削等の土木工事の時期とする。
			9. 評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・土壌汚染に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「土壌汚染対策法」、「地域環境管理計画」との整合が取れているかを検討する。

《二次質問》

「土壌汚染」を評価項目に選定していただくとのことで了解しました。  
調査の手法（P54）について、文献・資料調査を主とするとのことですが、あらためて現地調査を行う必要はないでしょうか？

《二次回答》

過去に地権者が対象事業実施区域内の土壌汚染状況調査を実施しており、川崎市の形質変更時要届出区域台帳により、対象事業実施区域内の指定状況が確認できます。合わせて、指定されていないエリアは土壌汚染がないことも確認できます。

従いまして、環境影響評価のための現地調査は不要であると考えております。

### 38. 生態系への影響について【方法書 P297】

「地域を特徴づける生態系への影響は極めて小さい」というのは、コンクリートやアスファルトからなる工場地が、同様の土地になるため、基盤環境や利用種の変化（生態系の構成への変化）が生じないという趣旨としてとらえてよろしいでしょうか。

ご認識のとおり、基盤環境や利用種の変化（生態系の構成への変化）が生じないという趣旨です。

### 39. 川崎市の環境目標値と対策目標値について【方法書 P300-309】

川崎市環境目標値及び対策目標値（p. 183）との整合が図られているかについては評価しないのでしょうか。配慮書段階での一般の意見への事業者の見解では「今後の予測及び評価では、環境基準に加え、自治体の目標値等も考慮して実施します」（p. 375）と述べられています。

川崎市環境目標値及び対策目標値は川崎市の地域全体の環境保全に向けた目標値であり、その趣旨は十分踏まえる必要があるものと認識していますが、他事業者等の排出影響も含まれることから、事業者へ直接的に求められる水準が示されている川崎市の地域環境管理計画との整合性を評価することで、自治体の目標値等に考慮したいと考えております。

#### 40. 建設機械の稼働に伴う窒素酸化物の予測について【方法書 P302】

建設機械の稼働は日中に限られることから、窒素酸化物については1日平均値に加えて1時間値も予測し、短期暴露の指針値との整合が図られているかについて評価してください。

高濃度日における日平均値だけでなく1時間値予測も行い、準備書時の補足説明資料で示します。

#### 4 1. 気象観測地点について【方法書 P304、305、313】（一部非公開）

気象観測点の周辺状況（建物・樹木等）について、写真をもとにご説明ください。  
上層気象観測に用いるドップラーライダーの機種・カタログ性能をお示しください。ドップラーライダーによる観測高度は高さ80m以外でも観測を行うのでしょうか？  
高層気象観測について、観測場所が数km離れていますが（P313）、対象事業実施区域内および近隣には適地がなかったのでしょうか？また、内陸地点の観測は行わないのでしょうか？

気象観測点の周辺状況について、写真を基に以下にお示しします。

※対象事業実施区域内の写真には他事業者の設備が映りこんでしまうため、非公開とさせていただきます。

地上気象観測地点、上層気象観測地点周辺の状況写真は下図のとおりです。東方向に使用されていない倉庫があり、西方向には樹木が存在しています。なお、南北方向は比較的開けています。

ドップラーライダーによる観測高度は煙突高さ 80m を基本として観測することを考えていますが、予備として 100m も観測することを検討中です。

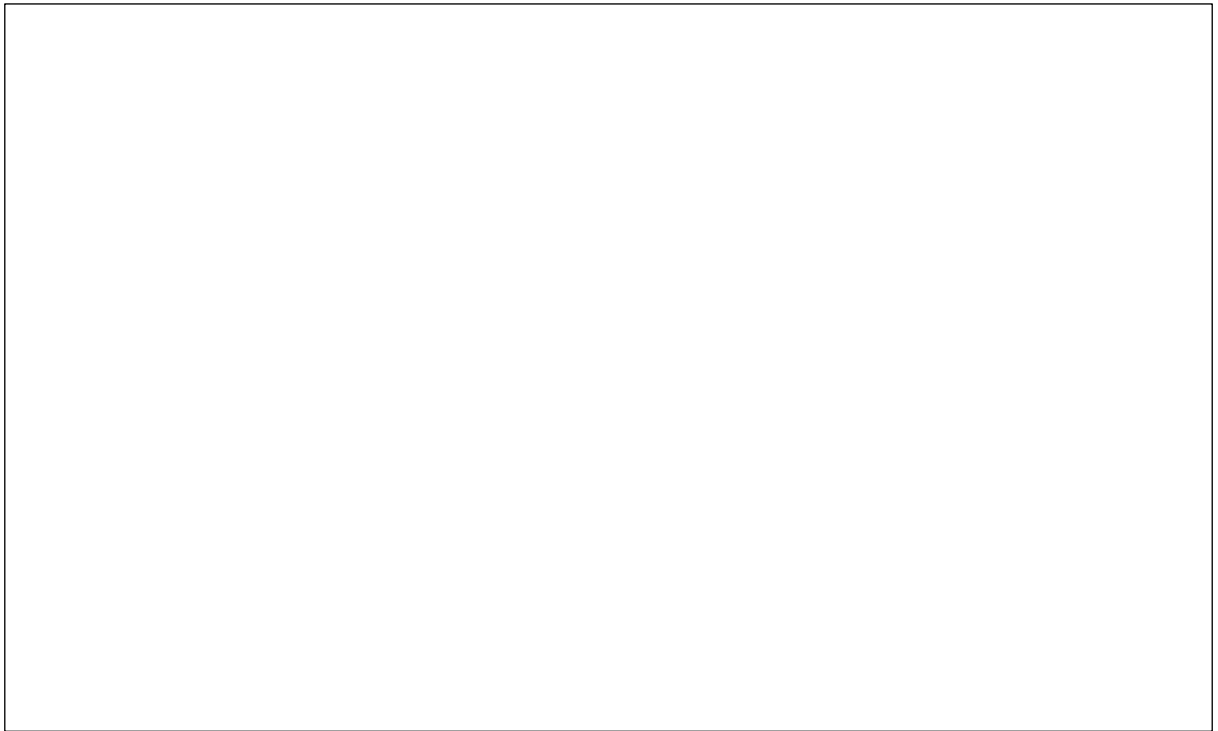
高層気象観測について、上空にバルーンを飛ばすことから羽田空港における管制圏及び特別管制区を避ける必要があります。対象事業実施区域内及び近隣は管制圏内となるため、管制圏外における近傍の適地を選定予定です。同様の理由により近傍の発電所における事例でも対象事業実施区域内及び近隣で高層気象の観測は行われていません。

内陸地点の観測におきましても、上記と同様の理由で適切なエリアでの観測が行えない事情がございます。

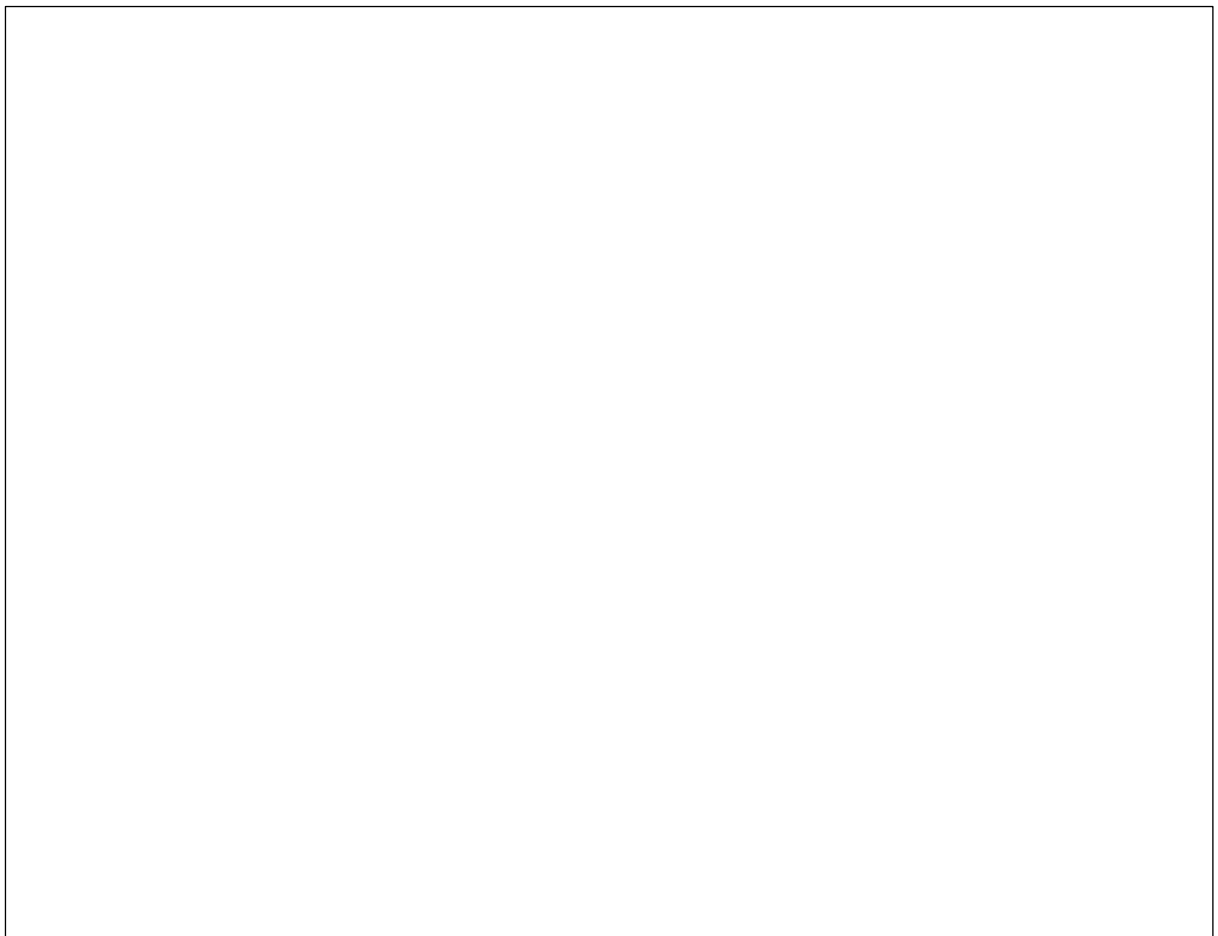


「国土地理院撮影の空中写真（令和元年撮影）」より作成

第 41-1 図 地上、上層気象観測地点と周辺建屋の状況




第 41-2 図 気象観測地点の周辺状況（地点①）



第 41-3 図 気象観測地点の周辺状況（地点②）

第 41-1 表 ドップラーライダーの仕様

項目	内容
	 <p data-bbox="671 840 1126 920">Vaisala 社 (旧 Leosphere 社) 製 WINDCUBE V2.1</p>
風速範囲	0～60m/s
風速精度	0.1m/s
風向範囲	0～360 度
風向精度	2 度
計測高度範囲	40～200m
寸法・重量	L608×W566×H660mm・46kg

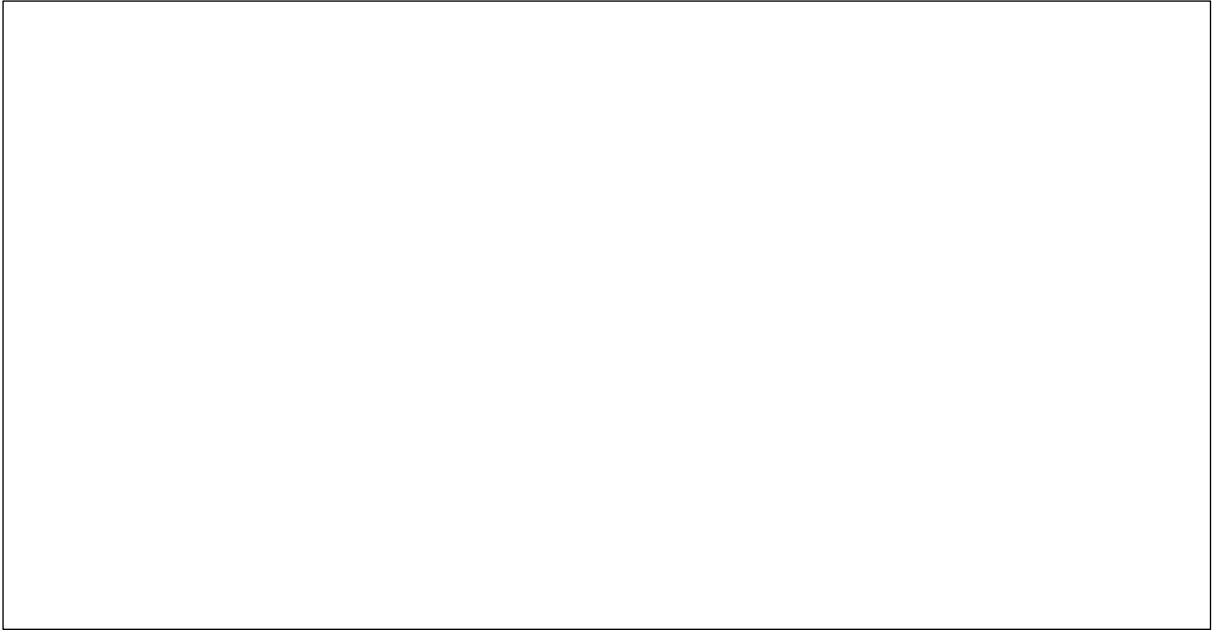
参照：「WINDCUBE V2.1 ユーザーガイド」（英弘精機株式会社）

《二次質問》

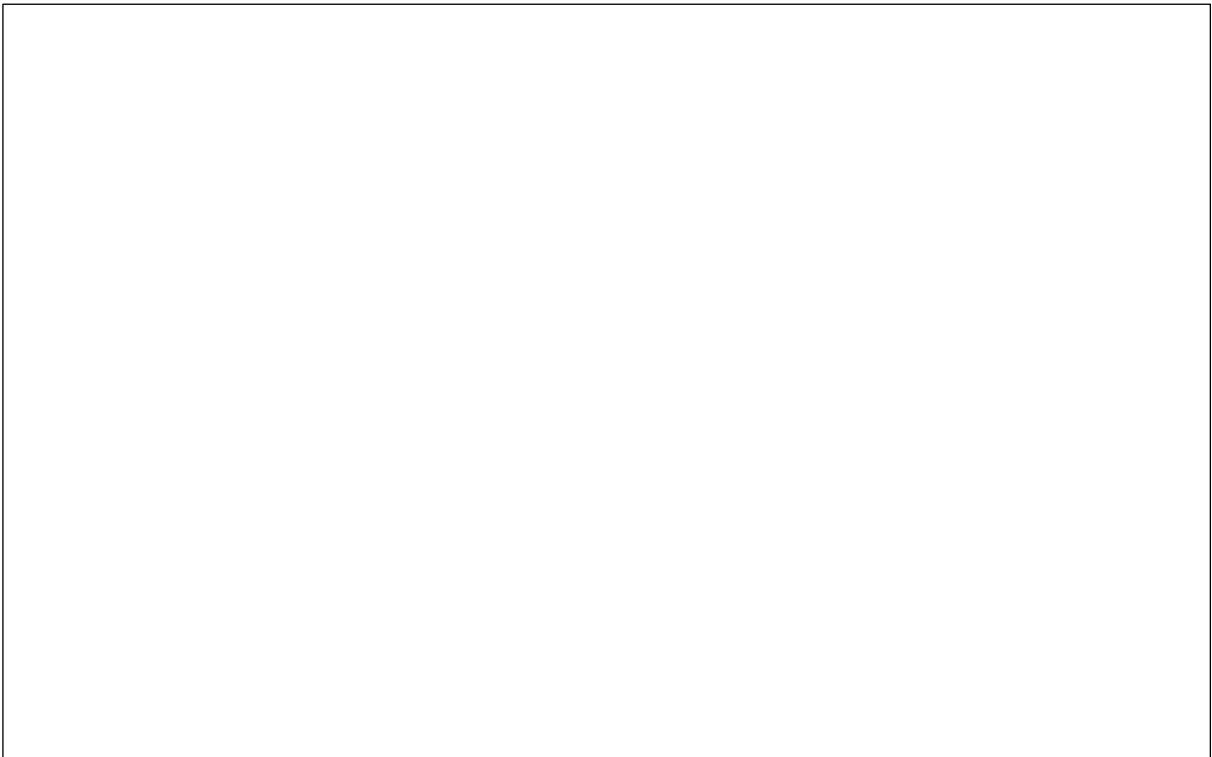
- ・ P61 (旧 P59) に図示されている排熱回収ボイラの高さはいくらでしょうか？
- ・ P62 (旧 P60) に示されている地点①および地点②の 2 か所に観測機器を設置するという  
ことでしょうか？
- ・ その場合、それぞれの地点にどのような観測機器をどのように配置・設置するの  
でしょうか？  
地点①は建屋屋上と思われませんが、屋上の機器との干渉状況が分かる図面をお示し  
ください。  
地点②で地上気象の風速計を設置するのであれば、風速計の設置高さ、東西南北の  
写真に写りこんでいる建物までの距離・高さなどについてご説明ください。
- ・ 上層気象のドップラーライダー観測は 80m および 100m 高度のデータを取得するよう  
ですので、それぞれの高さにおけるデータ取得率についてもデータ整理を行い準備書段階  
でご説明ください。
- ・ 高層気象観測点の選定に関して、羽田空港の管制区域を避けるためとの説明で理解しま  
した。

《二次回答》

- ・ P61 (旧 P59) に図示されている排熱回収ボイラの高さ\*は 39.5mになります。  
\*川崎天然ガス発電所 1、2号機環境影響評価書より
- ・ 観測機器は、地点① (建物屋上) に風向・風速計及び日射計を設定予定です。地点②に  
はその他の観測機器 (放射収支計、温度・湿度計、ドップラーライダー) を設置します。  
観測機器の設置予定位置は、第 41-4 図のとおりです。
- ・ 建物屋上の機器と観測機器の設置予定位置は、第 41-5 図のとおりです。風向・風速計に  
ついては、屋上の機器等の影響が少なくなるよう離隔を取るほか、設置安定性等を満た  
しかつ、可能な限り高い場所に設置予定です。
- ・ 上層気象のドップラーライダー観測について、80m 及び 100m 高度のデータ取得率につい  
て準備書の補足説明資料等でお示しいたします。



第 41-4 図 観測機器設置イメージ



第 41-5 図 建物（屋上部）の観測機器設置予定位置

#### 4 2. 施設の稼働に伴う窒素酸化物の評価について【方法書 P304-305】

特殊気象条件下および地域影響の予測では1時間値を予測することになっていますので、環境基準及び「地域環境管理計画」との整合だけではなく、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」による短期暴露の指針値との整合が図られているかについても評価してください。

ご指摘のとおり、1時間値予測結果は「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」による短期暴露の指針値との整合が図られているかについても評価いたします。

#### 4 3. 窒素酸化物の総量規制への適合について【方法書 P305】

評価の手法に関して、窒素酸化物の総量規制（川崎市）への適合状況についても評価してください。また、評価手法に追記してください。

窒素酸化物に係る川崎市の総量規制は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等に基づき、指定事業所を対象として、年間排出量に着目して排出管理及び遵守確認が行われる制度であると認識しております。

一方、環境影響評価における大気質の評価は、環境影響評価制度及び川崎市環境影響評価等技術指針に基づき、事業の実施に伴う周辺環境濃度への影響について、環境基準等との整合並びに環境影響の回避又は低減の観点から行うものであり、総量規制基準そのものへの適合状況を評価項目として判定するものではないと考えております。

このため、「評価の手法」として、窒素酸化物の総量規制への適合状況を追加的に評価することは考えておりません。

なお、ご指摘の趣旨は、計画施設に係る窒素酸化物排出の程度及びその抑制の考え方を明確に示すべきとの意図であると受け止めております。このため、今後の手続においては、計画施設における窒素酸化物排出量を適切に整理した上で、低 NOx 燃焼方式の採用その他の排出抑制策について、できる限り分かりやすく記載してまいります。

#### 《二次質問》

窒素酸化物の総量規制への適合状況を評価の手法としては追加しない理由について了解しました。なお、回答に書かれているように、施設からの窒素酸化物排出量を整理し、川崎市の総量規制値との関係性が明確になるように準備書に記載していただくようにお願いします。

#### 《二次回答》

準備書では、施設からの窒素酸化物排出量を整理し、川崎市の総量規制値との関係性が明確になるように記載いたします。

#### 4 4. 参照した ISO と JIS について【方法書 P315 等】

参照したISOやJISの発行年を追記して下さい（例えば、JIS Z 8731:〇〇〇等）。

ご指摘のとおり、今後の準備書では JIS の発行年を記載いたします。

なお、JIS の発行年は以下のとおりです。

- ・ P315, 317, 319⇒「JIS Z 8731 : 2019」

#### 45. 騒音レベルの予測方法について【方法書 P319】

騒音レベルの予測を行う際、予測値のみではなく、考慮される減衰項の予測値も明示して下さい。それによって、騒音および低周波音の予測値の妥当性の確認が容易になります。なお、補足資料として示していただければ結構です。

騒音の予測計算については今後実施することから、予測計算を実施する際に、どのようにご提示できるか検討いたします。

#### 《二次質問》

予測地点、音源からの距離、距離減衰項、その他減衰項（地表面、回折、空気吸収等）を示していただき、予測点においてその音源からどれだけの寄与があるかが分かるように整理いただければ良いと考えます。

#### 《二次回答》

騒音の予測計算にあたり、音源からの距離や減衰項の減衰量についても補足説明資料においてお示しいたします。

46. 冷却塔白煙で配慮すべき地点について【方法書 P325】

冷却塔白煙予測においては配慮すべき地点の風向と距離を教えてください。

配慮すべき地点とそのおおよその距離を下表でお示しします。

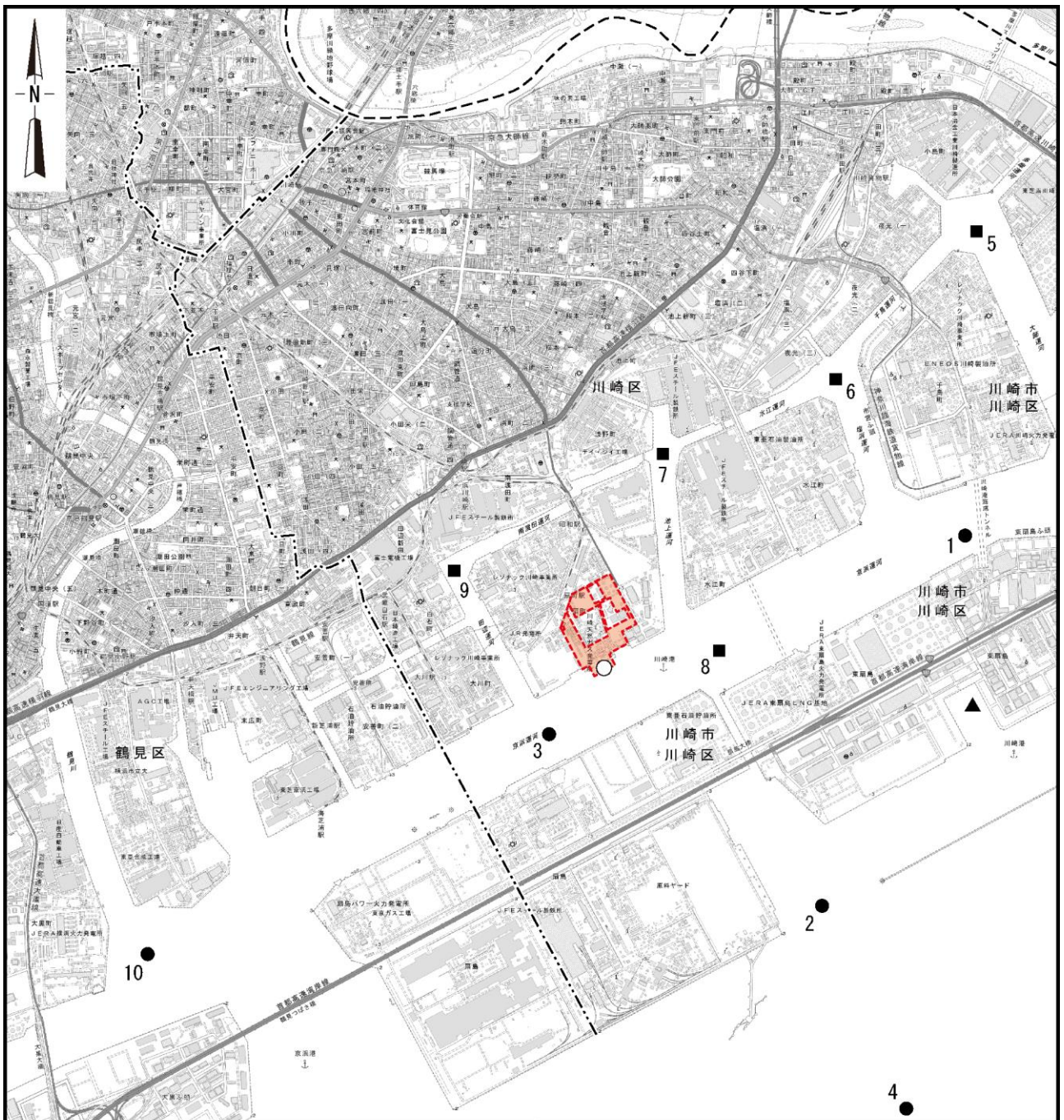
第 46-1 表 配慮すべき地点との距離

配慮すべき地点	最短距離
京浜運河	約 200m
高速湾岸線	約 1,300m
市道扇町 2 号線	約 300m
JR 鶴見線	約 2,500m
東京大師横浜線・高速横浜羽田空港線	約 1,800m

#### 47. 水環境調査位置図の凡例について【方法書 P331】

・図6.2-2 (p.331) の凡例において「○ 水質、底質調査地点 (1地点)」とありますが、現地調査をするのは水質のうちの水の濁りだけなので、水質 (濁り) とした方が適切かと思えます。

ご指摘のとおり、今後の準備書では、方法書第 6.2-2 図の凡例を、第 47-1 図のとおり、「水質 (水の濁り)、底質調査地点」と修正いたします。



凡例

対象事業実施区域

【文献その他の資料調査】

- 公共用水域水質測定点 (5地点)
- 川崎市水質測定地点 (5地点)
- ▲ 川崎港港湾計画資料の水質測定点 (1地点)

【現地調査】

- 水質 (水の濁り)、底質調査地点 (1地点)



第 47-1 図 水環境調査位置 (水質・底質)

#### 48. 浚渫範囲・深さ・発生土量及び濁りの予測方法について【方法書 P331】

・海域での水の濁りを調査する理由の一つは、浚渫工事を行う可能性があるためだと思いますが（p. 295）、想定する浚渫範囲・深さ・発生土量および濁りの予測方法について教えてください。

浚渫範囲は、水深約 10m 程度の確保のため、海域の対象事業実施区域のうち水深 10m を若干下回っている岸壁から最大でも 20～30m と想定しており、限定的と考えております。なお、浚渫工事の必要性を含め、必要な場合は具体的な深さや発生土量についても今後の輸送計画や工事計画の検討において明らかにします。

予測の基本的な手法としては、過去に実績のある汚濁拡散防止対策等を行った事例など、類似事例を参考に水の濁りに係る海域への影響の程度について定性的に予測することを考えています。

#### 49. 濁り予測評価のための流速・流向情報について【方法書 P331】

・浚渫工事、雨水排水および工事排水等による海域の濁り予測評価のためには、前面海域における流速・流向情報も必要では無いでしょうか。

類似事例等を参考に水の濁りに係る海域への影響の程度について定性的に予測することから、前面海域の流速・流向情報は必要ないと考えています。

## 50. 地域環境管理計画について【方法書 P333、337】

「地域環境管理計画」とは具体的にどのような計画でしょうか？

地域環境管理計画は、「川崎市環境影響評価に関する条例」の規定を受け、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本となる指針として川崎市が策定しているものです。

環境影響評価項目の目安として「地域別環境保全水準」が示されており、事業者は当該水準を満たすことが求められます。

当該水準の一例として、大気質においては「工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。」と定められております。

### 《二次質問》

「川崎市環境影響評価に関する条例」の地域環境管理計画を確認いたしました。

- ・ 動物や植物では、環境影響評価において樹木の伐採、土地の改変等に伴う影響を評価することになっており、地域別保全水準では「適切な保全・回復を図ること。」とされています。準備書では保全措置等がこの目標とどう整合するのかが分かるように記載をお願いします。
- ・ 法アセスにはない緑（緑の量、緑の質）が項目として挙げられ、植栽樹木の適合性、植栽基盤（質、厚さ）や緑被、緑の構成を評価するようになっておりますが、こちらはどうか対応されますか？「緑の適切な回復育成を図ること。」が地域別保全水準とされています。

### 《二次回答》

- ・ 準備書において、保全措置等と地域別環境保全水準との整合について適切に記載いたします。
- ・ 本事業は、川崎市の「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づき、条例アセスとしての環境影響評価も行います。ご指摘いただいた「緑（緑の量、緑の質）」は、「川崎市緑化指針」、「川崎市環境影響評価等技術指針」をもとに作成する緑化計画の内容について、地域別環境保全水準と比較することで評価します。

#### 5 1. 白煙による景観への複合影響について【方法書 P342、343】

景観については、冷却塔による白煙が比較的長くとなびく可能性がありますので、白煙の影響も予測・評価することをご検討ください。なお、隣接する川崎天然ガス発電所および川崎バイオマス発電所のいずれも冷却塔を使用しているため、両施設からの白煙影響が考えられます。白煙による景観への複合影響を予測評価するためには、現地調査に際しては、既存施設からの白煙が出現する時期に写真撮影することが望ましいと考えます。

他事例の白煙に関する予測・評価を参考に、現地調査の写真撮影について時期を考慮して実施いたします。

## 5 2. 周辺施設の排気の巻き込みについて【方法書 P365】

「周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を今後準備書等において必要に応じて検討します。」とありますが、周辺施設の排気の巻き込みはどのように検討されるのでしょうか？通常、数値シミュレーション等をしないと排気の巻き込みを評価できないと思います。

周辺施設の排気の巻き込みの観点から、冷却塔について、対象事業実施区域の中でできる限り周辺施設からの離隔を確保するなどした配置・位置を検討することを考えております。

### 《二次質問》

回答では、「周辺施設からの離隔を確保する」とありますが、周辺施設の排気の巻き込みはどのように評価されるのでしょうか？

### 《二次回答》

周辺施設の排気の巻き込みについて、定量評価は実施いたしません。可能な限り周辺施設からの離隔を確保するなどした配置・位置を検討し、巻き込みの影響を小さくいたします。

### 53. 建設機械の稼働に伴う二酸化炭素の排出量について【方法書 P368】

温室効果ガスに関する横浜市長の意見（配慮書）に対して、貴社は「工事中の建設機械の稼働をはじめ、温室効果ガスの排出削減に努める」旨を回答されています。計画の熟度が増す準備書においては、建設機械の稼働や設備・資材の運搬等で排出される二酸化炭素量についても具体的に推計し評価して頂ければと思います。

ご指摘を踏まえて、工事中の二酸化炭素排出量の試算を実施し、準備書の補足説明資料にてお示しいたします。

#### 5 4. 大気の1時間値予測結果について【方法書 P382-384】

特殊気象条件下での二酸化窒素濃度予測について、記述が非常に簡易であり、どのような計算条件を設定して計算が行われたのかが分からず、その妥当性について判断を行うことができません。表7.2-7で示された結果は、最大着地濃度が最も高くなった気象条件のものを挙げたと思われませんが(その由も記載いただきたい)、例えば内部境界層型フュミゲーションの計算において、煙突高さ80 mと100 mのそれぞれの場合、煙突高さでの風速が5.0 m/sと1.0 m/sとかなり異なり、最大着地濃度出現距離も1.2 kmから4.8 kmと大幅に異なるものになっています。このあたりの大きな違いが他のどのような条件の違いによるものなのか、計算の詳細をしっかりと記載していただくようお願いします。そもそも煙突高さでの風速が1.0 m/sと殆ど無風状態で、内部境界層が発達するのでしょうか。また、内部境界層型フュミゲーションでの接地濃度上昇は、煙源から比較的近距离で排煙プルームが内部境界層に取り込まれて急速に地上付近まで混合されることにより生ずるため、通常は煙源から比較的近い距離で生じるものですが、4.8kmとかなり離れた地点で生じるメカニズムも判然としません。さらに、内部境界層発達の開始地点をどこに取ったのか、そのときの大気温度としては何度を仮定しているのか、なども重要な情報となります。

ご指摘のとおり、第7.2-7表で示された結果は、最大着地濃度が最も高くなった気象条件のものを挙げています。

・内部境界層フュミゲーションについて例示させていただきます。

第7.2-7表は実測データがないことから、感度解析で条件を設定しました。

内部境界層内安定度については、不安定(A~BC)が条件となるため、予測計算において最も高くなるAを適用しています。内部境界層外安定度については、川崎市における今後の窒素酸化物対策及び浮遊粒子状物質対策について「資料編」(川崎市公害対策審議会専門部会、平成9年8月)に基づき、上層の安定度が最も安定となるEを適用しています。

次に、風速の設定においては、方法書 p. 4.3-9(262)に掲載の「第4.3-4表 地上の大気安定度分類表」から不安定(A~BC)となるのは、最大で風速3.9m/s以下となります。煙突高さ相当の風速においては、方法書 p. 4.3-9(262)のべき乗則により、煙突高さ80mの推定風速は5.3m/s、煙突高さ100mの推定風速は5.5m/sとなります。

また、大気温度は15℃としています。内部境界層開始地点は感度解析であることや、地形的にどこを基準にするのか判断が難しいことから、煙突の位置を基準としています。

以上を整理した予測条件は以下のとおりです。

煙突高さ (m)	上層風速 (m/s)	内部境界層 内安定度	内部境界層 外安定度	大気温度	内部境界層 開始地点
80	1.0~5.3	A	E	15℃	煙突位置
100	1.0~5.5	A	E	15℃	煙突位置

予測結果については、風速を変化させた場合の内部境界層の予測結果で2つのピークが出てきています。一つは、風速1m/sで高濃度が出てくるピークです。これは、有効煙突高さが高くなることで内部境界層高度にぶつかるまでの距離が長くなる反面、予測モデルとして風速値が小さいことから計算上高くなることが影響します。もう一つは、風速が大きくなることで早く内部境界層高度にぶつかり近傍で高濃度となるピークです。

煙突高さ80mでは、風速5.3m/sでのピークが風速1.0m/sを上回り、煙突高さ100mでは、風速5.5m/sでのピークが風速1.0m/sを下回ったことで、このような結果となりました。

なお、上層風速の範囲を広くしますと、いずれの煙突高さも強風時のピークが計算上は高くなります。今回は上記のような感度解析から気象条件を設定して予測しました。

準備書においては、現地調査のデータに基づいた予測を実施する事から、よりわかりやすい結果をお示しできるように進めていきたいと考えています。

#### 55. 準備書における大気の1時間値予測について【方法書 P385】

「いずれの煙突高さ、気象条件においても短期暴露の指針値を下回っている。」との評価を行っていますが、設定されたバックグラウンド濃度がもともと高いものとはいえ、短期暴露の指針値の下限値側0.1 ppmに掛かっており、やや乱暴な評価の記載ではないでしょうか。川崎市長の意見にある「川崎公害防止等生活環境の保全に関する条例の対策目標値」との整合性もご検討ください。また、今後の準備書においては、実測した気象観測データを用いた計算、および川崎市長の意見でも指摘された他の煙源との累積的影響についても、より慎重な評価を行ってください。

方法書に記載した予測結果は感度解析を実施した粗い内容となっておりますので、今後の準備書においては、観測を行った気象データを用いて予測します。評価に当たっては、川崎市の対策目標値を踏まえた上で、地域環境管理計画との整合が図られているかを検討いたします。